

# 第 8 9 期 事 業 の ご 報 告

平成29年 4 月 1日から  
平成30年 3 月31日まで

株式会社 商工組合中央金庫

## 第89期事業のご報告目次

	頁
○第89期事業報告	1
1. 当金庫の現況に関する事項	1
2. 会社役員(取締役、会計参与、監査役及び執行役)に関する事項	13
3. 社外役員に関する事項	16
4. 当金庫の株式に関する事項	18
5. 会計監査人に関する事項	19
6. 財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針 .....	20
7. 業務の適正を確保する体制	21
8. 業務の適正を確保する体制の運用状況の概要	24
9. 会計参与に関する事項	26
10. その他	26
○計算書類	27
1. 第89期末(平成30年3月31日現在)貸借対照表	27
2. 第89期(平成29年4月1日から平成30年3月31日まで) 損益計算書	28
3. 第89期(平成29年4月1日から平成30年3月31日まで) 株主資本等変動計算書	29
4. 個別注記表	31
5. 第89期末(平成30年3月31日現在)連結貸借対照表	41
6. 第89期(平成29年4月1日から平成30年3月31日まで) 連結損益計算書	42
7. 第89期(平成29年4月1日から平成30年3月31日まで) 連結株主資本等変動計算書	43
8. 連結注記表	45
○第89期附属明細書	60
○会計監査人監査報告書謄本	63
○監査役会監査報告書謄本	65

## 1 当金庫の現況に関する事項

当金庫の危機対応業務の不正行為事案等に関しまして、株主の皆さまをはじめ、お取引先や国民の皆さまに多大なるご迷惑とご心配をおかけしておりますことを改めて深くお詫び申し上げます。

当金庫といたしましては、組織全体で今回の不祥事を心から反省し、ガバナンス態勢の強化や、コンプライアンスの立て直しなど、再発防止策の着実な実施に、役職員一丸となって取り組んでまいります。

当金庫は、「商工中金の在り方検討会」において取りまとめられた提言を真摯に受け止め、これを踏まえて、真に地域や中小企業に貢献するビジネスモデルの策定やガバナンス態勢の強化等を織り込んだ「ビジネスモデル等に係る業務の改善計画」を主務省に提出いたしました。

「中小企業による、中小企業のための金融機関」という当金庫の存在意義を軸に、地域金融機関との信頼関係に基づいた連携・協業をすすめ、真にお客さま本位の姿勢で、中小企業の皆さまが直面する課題の解決に重点的に取り組み、それらを通じて地域経済の活性化に貢献することで皆さまからの信頼回復に努めてまいります。

株主の皆さまにおかれましては、何卒ご理解のほどお願い申し上げます。

### (1) 事業の経過及び成果等

#### [主要な事業内容]

当金庫は、中小企業金融の円滑化を図るために必要な業務を営むことを目的とした金融機関として、貸出業務、預金業務、債券業務、為替業務、資金証券業務及び国際業務等を行っております。

#### [金融経済環境]

平成 29 年度のわが国経済をみますと、景気は緩やかな持ち直しが続きました。長雨や豪雪といった天候要因により一時的に下押しされる局面もみられましたが、内外需ともに総じて安定した推移となりました。

個人消費は、賃金の上昇や消費マインドの回復を受け、持ち直しました。海外経済の回復を受け輸出は増加が続き、企業業績の改善等から設備投資にも改善の動きが続きました。原油価格は前年比上昇し、消費者物価は前年比上昇が続きました。

中小企業についてみますと、日本銀行の「全国企業短期経済観測調査」(短観)において、景況感は改善基調となりました。当金庫の「中小企業設備投資動向調査」では、設備投資を実施すると回答した企業の割合は緩やかに上昇しており、中小企業の設備投資意欲には改善がみられました。一方、労働力の不足感は高まっており、人件費負担の増加が懸念されています。

金融面につきましては、日本銀行の「長短金利操作付き量的・質的金融緩和」導入以降、10 年国債の利回りは概ね 0 % 程度で推移するなど、国内金利は横ばい圏内で推移しました。

円の対ドル相場は概ね横ばい圏内で推移しましたが、年度後半はやや円高が進行しました。日経平均株価は上昇が続きバブル崩壊後の最高値を更新しましたが、年度後半はやや水準を下げました。

### 〔事業の経過及び成果〕

当期は、危機対応業務の不正行為事案等への対応を最優先すべき事項とし、その全容を明らかにするため、危機対応融資約 22 万件の全件調査を実施いたしました。その結果、国内営業店 100 店のうち 97 店において、合計で 4,631 件、446 名の不正行為が判明いたしました。全件調査の結果を公表した平成 29 年 10 月 25 日、主務大臣から二度目の行政処分を受けております。

当該調査の結果や行政処分を踏まえ、抜本的な再発防止策として①公的金融と通常業務の峻別、②コンプライアンス意識の立て直し、③ガバナンス態勢の見直し、④組織全体の働き方・意識改革に取り組んでまいりました。

また、今後の業務・組織の在り方を抜本的に見直すため、代表取締役社長を本部長とする「商工中金改革実行本部」を設置し、今後の新たなビジネスモデルや業務体制・コンプライアンスその他の抜本改革に係る検討を実施しております。

こうした中、当金庫は、「中小企業と中小企業組合の成長に貢献する」という使命の実現に向けて取り組んでまいりました。

成長支援等の多様なニーズに対する支援につきましては、お取引先の経営ニーズを起点とした情報提供・ソリューション提供により、生産性向上、構造改革などに取り組む中小企業の持続的な成長を支援しました。

再生支援につきましては、中小企業再生支援協議会や地域経済活性化支援機構等の各支援機関等と連携し、経営改善が必要なお取引先に対しては、経営改善計画策定支援やそのフォローに取り組み、業況が改善しているお取引先に対しては、新たな成長に向けた金融取引の正常化の支援に取り組みました。

また、平成 29 年 7 月に宇都宮支店、平成 29 年 11 月に鹿児島支店の建替えを実施し、平成 29 年 9 月に和歌山支店、平成 30 年 2 月に新潟支店を移転する等、営業拠点の整備に取り組みました。

健全な経営基盤の構築につきましては、事務の合理化や集中化、システム化等、一層の業務効率化に積極的に取り組みました。

このような活動により、当期につきましては次のような成果を収めることができました。この間の株主の皆さま並びにお取引先のご支援に厚くお礼申し上げます。

#### （預金）

預金は、定期預金等が減少した結果、期末残高は前期末比 2,167 億円減少し、4 兆 8,922 億円となりました。

#### （債券）

債券は、募集債、売出債がともに減少した結果、期末残高は前期末比 2,845 億円減少し、4 兆 4,595 億円となりました。

(貸出金)

貸出金は、お取引先の資金需要の低迷などから、期末残高は前期末比 7,086 億円減少し、8兆6,481 億円となりました。

(特定取引資産・特定取引負債)

特定取引資産は、期末残高は前期末比 9 億円増加し、214 億円となりました。

特定取引負債は、期末残高は前期末比 17 億円増加し、126 億円となりました。

(有価証券)

有価証券は、国内債券を中心として、投資環境や市場動向を注視しつつ運用を行った結果、期末残高は前期末比 284 億円減少し、1兆5,146 億円となりました。

(総資産)

これらの結果、総資産の期末残高は前期末比 8,886 億円減少し 11兆8,902 億円となりました。

(内国為替取扱高)

内国為替取扱高は、前期比 2兆3,492 億円減少し、20兆8,727 億円となりました。

(外国為替取扱高)

外国為替取扱高は、貿易取引等が減少した結果、前期比 613 百万ドル減少し、6,952 百万ドルとなりました。

(損益)

経常収益は、資金運用収益は減少しましたが、貸倒引当金戻入益を計上した結果、前期比 99 億円増加し、1,701 億円となりました。経常費用は、資金調達費用や与信費用は減少しましたが、危機対応業務関連損失を計上した結果、前期比 22 億円増加し、1,132 億円となりました。

以上により、経常利益は前期比 77 億円増加し、569 億円となり、当期純利益は前期比 49 億円増加し、362 億円となりました。

**[対処すべき課題]**

当金庫は、組織全体で今回の不祥事を心から反省し、コンプライアンス意識の立て直しやガバナンス態勢の見直しなど、再発防止策の着実な実施に、役職員一丸となって全力で取り組んでまいります。

まず、コンプライアンス意識の立て直しについて、職員に対する経営姿勢の周知や継続的な研修の実施を通じてコンプライアンス意識の浸透を図り、コンプライアンス最優先の業務運営を実現・定着させてまいります。

危機対応業務等の不正事案に繋がった当金庫本位の業務運営を真摯に反省し、経営体制の刷新を行うとともに、お取引先とのリレーションを深化させ、真にお客さま本位で長期的な視点から、困難な経営課題を抱えている中小企業の企業価値向上に貢献するというビジネスモデルの再構築に向け、全役職員がその意識を共有し、一丸となって解体的な出直しを図ってまいります。

今後、中小企業専門金融機関としての実績・ノウハウや、国内外のネットワークなど、当金庫ならではの特性を活かした「経営支援総合金融サービス事業」へと転換してまいります。

経営改善、事業再生や事業承継等を必要としている中小企業や、リスクの高い事業に乗り出そうとしているが課題に直面している中小企業に対して、課題解決に繋がる付加価値の高いサービスの提供に重点的に取り組んでまいります。

こうした新たなビジネスモデルを実現するために、当金庫の業務・組織・人事制度を抜本的に改革し、経営・業務の徹底した高度化・効率化を実行するとともに、経営体制の刷新や取締役会等の機能強化など、新たなガバナンス態勢の構築を図ってまいります。

これらの取り組みにより、「中小企業による、中小企業のための金融機関」として、皆さまから信頼され、支持され、これまで以上にお役に立てるよう、役職員一同、全力で努力を続けてまいります。

株主の皆さまのこれまでの格別のお引き立てに感謝申し上げますとともに、引き続き力強いご支援を賜りますよう、お願い申し上げます。

## (2) 財産及び損益の状況

(単位：億円)

	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
預 金	50,191	51,648	51,090	48,922
定期性預金	31,405	32,782	32,217	30,990
その他	18,785	18,865	18,873	17,931
債 券	48,335	48,168	47,441	44,595
貸 出 金	95,031	95,395	93,568	86,481
融資対象団体等向け	92,869	93,267	91,556	84,783
融資対象団体等向け以外	2,162	2,127	2,011	1,698
特定取引資産 (トレーディング資産)	234	265	204	214
特定取引負債 (トレーディング負債)	142	178	109	126
有 価 証 券	19,314	17,035	15,431	15,146
国 債	15,525	12,480	9,213	7,900
その他	3,788	4,554	6,217	7,246
総 資 産	125,655	125,074	127,788	118,902
内 国 為 替 取 扱 高	240,720	240,845	232,219	208,727
外 国 為 替 取 扱 高	7,266 百万ドル	6,957 百万ドル	7,565 百万ドル	6,952 百万ドル
経 常 利 益	36,037 百万円	33,525 百万円	49,199 百万円	56,947 百万円
当 期 純 利 益	15,600 百万円	11,567 百万円	31,318 百万円	36,295 百万円

1株当たり当期純利益	7円16銭	5円31銭	14円38銭	16円67銭
------------	-------	-------	--------	--------

注1. 記載金額は単位未満を切り捨てて表示しております。

2. 1株当たり当期純利益は、当期純利益を期中の平均発行済株式数（自己株式数を控除した株式数）で除して算出しております。

(参考) 連結業績

(単位：億円)

	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
経常収益	2,129	2,044	1,953	2,047
経常利益	381	349	508	584
親会社株主に帰属する 当期純利益	168	124	324	373
純資産額	9,022	9,038	9,353	9,723
総資産	126,338	125,704	128,450	119,573

注1. 記載金額は単位未満を切り捨てて表示しております。

(3) 使用人の状況

	当年度末	前年度末
使用人数	3,857人	3,886人
平均年齢	39年7月	39年9月
平均勤続年数	16年8月	17年0月
平均給与月額	463千円	473千円

注1. 平均年齢、平均勤続年数、平均給与月額は、それぞれ単位未満を切り捨てて表示しております。

2. 使用人数には、臨時雇用員及び嘱託を除いた在籍者数を記載しております。  
3. 平均給与月額は、賞与を除く3月中の平均給与月額で、時間外勤務手当等を含んでおります。

(4) 営業所等の状況

イ 営業所数の推移

	当 年 度 末	前 年 度 末
	店 うち出張所	店 うち出張所
北 海 道 地 区	5 ( 1 )	5 ( 1 )
東 北 地 区	9 ( 1 )	9 ( 1 )
関 東 甲 信 越 地 区	32 ( 3 )	32 ( 3 )
東 海 地 区	10 ( 1 )	10 ( 1 )
北 陸 地 区	4 ( — )	4 ( — )
近 畿 地 区	14 ( — )	14 ( — )
中 国 地 区	10 ( 1 )	10 ( 1 )
四 国 地 区	4 ( — )	4 ( — )
九 州 ・ 沖 縄 地 区	12 ( 1 )	12 ( 1 )
国 内 計	100 ( 8 )	100 ( 8 )
海 外 計	1 ( — )	1 ( — )
合 計	101 ( 8 )	101 ( 8 )

注1. 該当がない場合は「—」で表示しております。

2. 上記のほか、駐在員事務所を以下のとおり設置しております。

当 年 度 末	前 年 度 末
3 カ 所	3 カ 所

ロ 当年度新設営業所  
該当ございません。



ハ 代理組合等の一覧

氏名又は名称	主たる営業所又は事務所の所在地	組合等代理以外 の主要業務
北央信用組合	北海道札幌市中央区南一条西八丁目7番地の1	信用協同組合
札幌中央信用組合	北海道札幌市中央区南二条西二丁目12番地	信用協同組合
ウリ信用組合	北海道札幌市中央区大通西十二丁目4番70	信用協同組合
函館商工信用組合	北海道函館市千歳町9番6号	信用協同組合
空知商工信用組合	北海道美唄市西二条南二丁目1番1号	信用協同組合
十勝信用組合	北海道帯広市大通南九丁目18・20番地	信用協同組合
釧路信用組合	北海道釧路市北大通九丁目2番地	信用協同組合
青森県信用組合	青森県青森市大字浜田字玉川207番1	信用協同組合
石巻商工信用組合	宮城県石巻市中央二丁目9番3号	信用協同組合
古川信用組合	宮城県大崎市古川十日町7番8号	信用協同組合
仙北信用組合	宮城県栗原市若柳字川北中町11番地	信用協同組合
秋田県信用組合	秋田県秋田市南通亀の町4番5号	信用協同組合
北郡信用組合	山形県村山市楯岡晦日町1番8号	信用協同組合
山形中央信用組合	山形県長井市本町一丁目3番3号	信用協同組合
山形第一信用組合	山形県東置賜郡高島町大字高島687番地	信用協同組合
福島県商工信用組合	福島県郡山市堂前町7番7号	信用協同組合
いわき信用組合	福島県いわき市小名浜花畑町2番地の5	信用協同組合
相双五城信用組合	福島県相馬市中村字大町69番地	信用協同組合
会津商工信用組合	福島県会津若松市中央一丁目1番30号	信用協同組合
茨城県信用組合	茨城県水戸市大町二丁目3番12号	信用協同組合
真岡信用組合	栃木県真岡市並木町一丁目13番地1	信用協同組合
那須信用組合	栃木県那須塩原市永田町6番9号	信用協同組合
あかぎ信用組合	群馬県前橋市六供町856番地1	信用協同組合
群馬県信用組合	群馬県安中市原市668番地6	信用協同組合
ぐんまみらい信用組合	群馬県高崎市田町125番地	信用協同組合
熊谷商工信用組合	埼玉県熊谷市本町二丁目57番地	信用協同組合
埼玉信用組合	埼玉県本庄市児玉町児玉44番地16	信用協同組合
房総信用組合	千葉県茂原市高師町一丁目10番地5	信用協同組合
銚子商工信用組合	千葉県銚子市東芝町1番地の19	信用協同組合
君津信用組合	千葉県木更津市潮見三丁目3番地	信用協同組合
全東栄信用組合	東京都千代田区神田小川町三丁目6番地の1	信用協同組合
東浴信用組合	東京都千代田区東神田一丁目10番2号	信用協同組合
文化産業信用組合	東京都千代田区神田神保町一丁目101番地	信用協同組合
東京厚生信用組合	東京都新宿区西新宿六丁目2番18号	信用協同組合
東信用組合	東京都墨田区吾妻橋一丁目5番3号	信用協同組合
江東信用組合	東京都江東区住吉二丁目6番8号	信用協同組合
青和信用組合	東京都葛飾区高砂三丁目12番2号	信用協同組合
中ノ郷信用組合	東京都墨田区東駒形四丁目5番4号	信用協同組合

共立信用組合	東京都大田区大森西一丁目7番2号	信用協同組合
七島信用組合	東京都大島町元町四丁目1番3号	信用協同組合
大東京信用組合	東京都港区東新橋二丁目6番10号	信用協同組合
第一勸業信用組合	東京都新宿区四谷二丁目13番地	信用協同組合
神奈川県医師信用組合	神奈川県横浜市中区長者町三丁目8番地11	信用協同組合
横浜幸銀信用組合	神奈川県横浜市中区蓬萊町二丁目3番地	信用協同組合
小田原第一信用組合	神奈川県小田原市栄町二丁目9番35号	信用協同組合
相愛信用組合	神奈川県愛甲郡愛川町中津290番地	信用協同組合
新潟縣信用組合	新潟県新潟市中央区営所通一番町302番地1	信用協同組合
興栄信用組合	新潟県新潟市西区内野町1066番地	信用協同組合
新栄信用組合	新潟県新潟市江南区旭二丁目1番2号	信用協同組合
さくらの街信用組合	新潟県阿賀野市中央町一丁目9番1号	信用協同組合
協栄信用組合	新潟県燕市東太田6984番地	信用協同組合
三條信用組合	新潟県三条市興野三丁目11番12号	信用協同組合
巻信用組合	新潟県新潟市西蒲区巻甲4180番地1	信用協同組合
新潟大栄信用組合	新潟県燕市分水桜町一丁目4番14号	信用協同組合
塩沢信用組合	新潟県南魚沼市塩沢1198番地	信用協同組合
糸魚川信用組合	新潟県糸魚川市南寺町一丁目8番41号	信用協同組合
富山県信用組合	富山県富山市大手町3番5号	信用協同組合
金沢中央信用組合	石川県金沢市上近江町15番地	信用協同組合
石川県医師信用組合	石川県金沢市鞍月東二丁目48番地	信用協同組合
山梨県民信用組合	山梨県甲府市相生一丁目2番34号	信用協同組合
都留信用組合	山梨県富士吉田市下吉田二丁目19番11号	信用協同組合
長野県信用組合	長野県長野市新田町1103番地1	信用協同組合
岐阜商工信用組合	岐阜県岐阜市今沢町17番地	信用協同組合
イオ信用組合	岐阜県岐阜市加納桜田町三丁目11番地2	信用協同組合
飛驒信用組合	岐阜県高山市花岡町一丁目13番地1	信用協同組合
益田信用組合	岐阜県下呂市森690番地1	信用協同組合
静岡信用金庫	静岡県静岡市葵区相生町1番1号	信用金庫
静岡信用金庫	静岡県静岡市葵区昭和町2番地の1	信用金庫
浜松信用金庫	静岡県浜松市中区元城町114番地の8	信用金庫
沼津信用金庫	静岡県沼津市大手町五丁目6番16号	信用金庫
三島信用金庫	静岡県三島市芝本町12番3号	信用金庫
富士宮信用金庫	静岡県富士宮市元城町31番15号	信用金庫
島田信用金庫	静岡県島田市本通三丁目2番の1	信用金庫
磐田信用金庫	静岡県磐田市中泉一丁目2番地1	信用金庫
焼津信用金庫	静岡県焼津市栄町三丁目5番14号	信用金庫
掛川信用金庫	静岡県掛川市亀の甲二丁目203番地	信用金庫
富士信用金庫	静岡県富士市青島町212番地	信用金庫
遠州信用金庫	静岡県浜松市中区中沢町81番18号	信用金庫
岡崎信用金庫	愛知県岡崎市菅生町字元菅41番地	信用金庫
信用組合愛知商銀	愛知県名古屋市中村区則武一丁目5番1号	信用協同組合

豊橋商工信用組合	愛知県豊橋市前田町一丁目9番4	信用協同組合
愛知県中央信用組合	愛知県碧南市栄町二丁目41番地	信用協同組合
滋賀県信用組合	滋賀県甲賀市水口町八光2番45号	信用協同組合
京都信用金庫	京都府京都市下京区四条通柳馬場東入立売東町7番地	信用金庫
京都北都信用金庫	京都府宮津市宇鶴賀2054番地の1	信用金庫
大同信用組合	大阪府大阪市西区北堀江一丁目4番3号	信用協同組合
成協信用組合	大阪府東大阪市足代南一丁目11番9号	信用協同組合
大阪協栄信用組合	大阪府大阪市中央区日本橋二丁目9番18号	信用協同組合
大阪貯蓄信用組合	大阪府大阪市淀川区西三国一丁目21番40号	信用協同組合
のぞみ信用組合	大阪府大阪市中央区内本町二丁目3番5号	信用協同組合
大阪府医師信用組合	大阪府大阪市天王寺区清水谷町19番14号	信用協同組合
兵庫県信用組合	兵庫県神戸市中央区栄町通三丁目4番17号	信用協同組合
淡陽信用組合	兵庫県洲本市栄町一丁目3番17号	信用協同組合
鳥取信用金庫	鳥取県鳥取市栄町645番地	信用金庫
米子信用金庫	鳥取県米子市東福原二丁目5番1号	信用金庫
倉吉信用金庫	鳥取県倉吉市昭和町一丁目60番地	信用金庫
島根中央信用金庫	島根県出雲市今市町252番地1	信用金庫
島根益田信用組合	島根県益田市駅前町14番23号	信用協同組合
朝銀西信用組合	岡山県岡山市北区駅前町二丁目6番19号	信用協同組合
笠岡信用組合	岡山県笠岡市笠岡2388番地の40	信用協同組合
広島市信用組合	広島県広島市中区袋町3番17号	信用協同組合
広島県信用組合	広島県広島市中区富士見町1番17号	信用協同組合
信用組合広島商銀	広島県広島市中区西平塚町4番12号	信用協同組合
両備信用組合	広島県府中市元町462番地の10	信用協同組合
備後信用組合	広島県福山市野上町三丁目2番3号	信用協同組合
山口県信用組合	山口県山陽小野田市中央一丁目2番40号	信用協同組合
徳島信用金庫	徳島県徳島市紺屋町8番地	信用金庫
阿南信用金庫	徳島県阿南市富岡町トノ町28番地14	信用金庫
香川県信用組合	香川県高松市亀井町9番地10	信用協同組合
土佐信用組合	高知県土佐市高岡町甲2137番地1	信用協同組合
宿毛商銀信用組合	高知県宿毛市宿毛5508番地	信用協同組合
福岡県南部信用組合	福岡県久留米市合川町字十三部31番地の3	信用協同組合
福岡県中央信用組合	福岡県福岡市中央区赤坂一丁目10番17号	信用協同組合
とびうめ信用組合	福岡県福岡市東区箱崎一丁目10番8号	信用協同組合
佐賀県医師信用組合	佐賀県佐賀市水ヶ江一丁目12番10号	信用協同組合
佐賀東信用組合	佐賀県佐賀市神野東二丁目3番1号	信用協同組合
佐賀西信用組合	佐賀県鹿島市大字高津原4369番地1	信用協同組合
長崎三菱信用組合	長崎県長崎市水の浦町1番2号	信用協同組合
長崎県医師信用組合	長崎県長崎市茂里町3番27号	信用協同組合
西海みずき信用組合	長崎県佐世保市下京町9番12号	信用協同組合
福江信用組合	長崎県五島市中央町8番地15	信用協同組合

熊本県信用組合	熊本県熊本市中央区紺屋今町1番1号	信用協同組合
大分県信用組合	大分県大分市中島西二丁目4番1号	信用協同組合
宮崎県南部信用組合	宮崎県日南市南郷町中村乙8241番地2	信用協同組合
鹿児島興業信用組合	鹿児島県鹿児島市東千石町17番11号	信用協同組合
奄美信用組合	鹿児島県奄美市名瀬幸町6番5号	信用協同組合
株式会社沖縄海邦銀行	沖縄県那覇市久茂地二丁目9番12号	普通銀行
コザ信用金庫	沖縄県沖縄市上地二丁目10番1号	信用金庫
株式会社整理回収機構	東京都千代田区丸の内三丁目4番2号	普通銀行
全国経済事業協同組合連合会	東京都中央区日本橋茅場町二丁目8番4号	事業協同組合

ニ 株式会社商工組合中央金庫が営む銀行代理業等の状況  
該当ございません。

#### (5) 設備投資の状況

##### イ 設備投資の総額

(単位：百万円)

設備投資の総額	3,221
---------	-------

注. 記載金額は単位未満を切り捨てて表示しております。

##### ロ 重要な設備の新設等

(単位：百万円)

内 容	金 額
和歌山支店店舗移転	588
鹿児島支店店舗建替え	520
宇都宮支店店舗建替え	389
システム部ホスト用磁気ディスク 装置代替工事	338

注. 記載金額は単位未満を切り捨てて表示しております。

(6) 重要な子会社等の状況

会社名	所在地	主要業務内容	設立年月日	資本金	当金庫が有する子会社等の議決権比率 (%)	その他
八重洲商工株式会社	東京都港区芝大門二丁目12番18号	事務代行業務	昭和37年9月8日	90百万円	100.00	—
株式会社商工中金情報システム	東京都東村山市美住町二丁目10番1	ソフトウェアの開発、計算受託業務	昭和48年12月14日	70百万円	— (100.00)	—
商工サービス株式会社	東京都中央区京橋三丁目3番2号	福利厚生業務	昭和57年11月25日	32百万円	62.50 (37.50)	—
八重洲興産株式会社	東京都港区芝大門二丁目12番18号	不動産管理業務	昭和47年6月22日	35百万円	100.00	—
株式会社商工中金経済研究所	東京都港区芝大門二丁目12番18号	情報サービス、コンサルティング業務	昭和49年12月10日	80百万円	23.07 (76.92)	—
商工中金リース株式会社	東京都台東区上野一丁目10番12号	リース業務	昭和57年10月8日	1,000百万円	100.00	—
商工中金カード株式会社	東京都港区芝大門二丁目12番18号	クレジットカード業務	平成3年1月22日	70百万円	100.00	—

注1. 資本金は単位未満を切り捨てて表示しております。

2. 当金庫が有する子会社等の議決権比率は、小数点第3位以下を切り捨てて表示しております。
3. 当金庫が有する子会社等の議決権比率欄の( )内は、子会社等有する議決権の比率です。
4. 連結対象の子会社等は上記7社です。

重要な業務提携の概況

該当ございません。

(7) 事業譲渡等の状況

該当ございません。

## (8) その他現況に関する重要な事項

### 重要な業務提携の概況

1. 地域金融機関との協調融資や情報交換を密に行うため、平成30年3月31日現在、463の地域金融機関（全国地方銀行協会加盟行、第二地方銀行協会加盟行、信用金庫及び信用組合等）と業務協力文書を締結しております。
2. アジア地域に進出される中小企業の皆さまに対し、金融サービス面でのサポートを強化するため、スタンダードチャータード銀行、交通銀行、バンコック銀行及びバンクネガラインドネシアと業務提携をしております。
3. 下記金融機関と提携し、現金自動設備の相互利用による現金自動引き出しサービスを行っております。

株式会社みずほ銀行、株式会社三菱UFJ銀行、株式会社三井住友銀行、株式会社りそな銀行、株式会社埼玉りそな銀行、株式会社新生銀行、株式会社あおぞら銀行、三菱UFJ信託銀行株式会社、みずほ信託銀行株式会社及び三井住友信託銀行株式会社

4. 株式会社ゆうちょ銀行と提携し、現金自動設備の相互利用による現金自動預け入れ・引き出しサービスを行っております。
5. 下記金融機関等と提携し、提携先の現金自動設備による現金自動預け入れ・引き出しサービスを行っております。

株式会社セブン銀行、株式会社イーネット、株式会社ローソン・エイティエム・ネットワークス

## 2 会社役員（取締役、会計参与、監査役及び執行役）に関する事項

### (1) 会社役員の状態

(年度末現在)

氏名	地位及び担当	重要な兼職	その他
関根 正裕	取締役社長（代表取締役）	—	—
稲垣 光隆	取締役副社長（代表取締役）	—	—
菊地 慶幸	取締役副社長（代表取締役） 秘書室、経営企画部、人事部 審査本部	—	—
小野口 勇雄	取締役常務執行役員 コンプライアンス統括部、 危機対応業務部、与信統括部	—	—
清水 紀男	取締役常務執行役員 主計室、調査部、統合リスク 管理部	—	—
長谷川 裕二	取締役常務執行役員 広報部、管理部、業務推進部	—	—
高 巖	取締役（社外取締役）	麗澤大学経済学部教授 日本ハム株式会社 社外取締役 三菱地所株式会社 社外取締役	—
清水 謙之	常勤監査役	—	—
亀水 晋	常勤監査役（社外監査役）	—	—
加藤 隆一	監査役	—	—
本橋 美智子	監査役（社外監査役）	本橋総合法律事務所弁護士	—
吉戒 修一	監査役（社外監査役）	TMI 総合法律事務所 弁護士 丸紅株式会社社外監査役	—

注1. 当金庫は、執行役員制度を採用しており、取締役会において、業務を行う取締役として常務執行役員を選任しております。

2. 当金庫は、監査役が法令で定める員数を欠くことになる場合に備え、補欠監査役を1名選任しております。

補欠監査役 末吉 亙

3. 社外取締役岡村正氏は、平成29年6月22日開催の第9回定時株主総会終結の時をもって辞任いたしました。

4. 第9回定時株主総会終結の翌日以降辞任した役員は以下のとおりであります。辞任した役員の地位及び担当並びに重要な兼職は辞任時のものです。

氏名	地位及び担当	重要な兼職	その他
門田 光司	取締役常務執行役員 総務部	—	平成 29 年 10 月 25 日辞任
佐藤 昌昭	取締役常務執行役員 広報部、主計室、与信統括部	—	平成 29 年 10 月 25 日辞任
小島 順彦	取締役（社外取締役）	—	平成 29 年 11 月 15 日辞任
安達 健祐	取締役社長（代表取締役）	—	平成 30 年 3 月 27 日辞任

## （２） 会社役員に対する報酬等

### i) 当事業年度に係る報酬等の総額

（単位：百万円）

区分	支給人数	報酬等
取締役	12 人	156 (うち報酬以外の金額 19)
監査役	5 人	55 (うち報酬以外の金額 2)
計	17 人	211 (うち報酬以外の金額 21)

注 1. 記載金額は単位未満を切り捨てて表示しております。

- 株主総会で定められた会社役員に対する報酬限度額は、取締役については月額 20 百万円以内、監査役については月額 5 百万円以内です。
- 取締役の「報酬等」には、報酬のほか、役員退職慰労引当金繰入額 18 百万円及び役員退職慰労金 0 百万円を含めております。また、監査役の「報酬等」には、報酬のほか、役員退職慰労引当金繰入額 2 百万円を含めております。
- 上記の取締役及び監査役の支給人数には、平成 29 年 6 月 22 日開催の第 9 回定時株主総会終結の時をもって辞任した取締役 1 名、平成 29 年 10 月 25 日に辞任した取締役 2 名、平成 29 年 11 月 15 日に辞任した取締役 1 名、及び平成 30 年 3 月 27 日に辞任した取締役 1 名が含まれております。
- 当金庫は指名委員会等設置会社ではありませんが、取締役会の諮問を受け、取締役及び監査役の報酬及び退職慰労金に係る事項等を審議する機関として報酬委員会を設置しております。取締役及び監査役が受ける個人の報酬等の額又はその算定方法に係る決定に関する方針について、同委員会の答申を受け、取締役の報酬については取締役会の決議により、また、監査役の報酬については監査役の協議により、以下のとおり定めております。

### ① 報酬

区分	支給月額	
取締役社長	1,989,003 円	(1,229,000 円)
取締役副社長	1,812,598 円	(1,120,000 円)



専務取締役	1,668,561 円	(1,031,000 円)
取締役常務執行役員	1,526,143 円	( 943,000 円)
常勤監査役	1,450,078 円	( 896,000 円)

注1. 当該「支給月額」を上限として報酬を支給し、その他賞与等の支給はありません。

2. ( ) 内は、支給月額のうち、「退職慰労金の算定基準となる報酬月額」を記載しております。

② 退職慰労金

退職の日における「退職慰労金の算定基準となる報酬月額」×0.125×在職期間(月数)×業績勘案率※

※業績勘案率については報酬委員会への諮問に対する答申を受け、取締役については取締役会の決議により、また、監査役については監査役の協議により、0.0~2.0の範囲内で決定しております。

ii) 当事業年度に支払った役員退職慰労金

平成29年6月22日開催の第9回定時株主総会の決議に基づき、以下のとおり退職慰労金を支払っております。

- ・取締役1名に対し2百万円

(上記には、過年度の事業報告において役員の報酬等の総額に計上した役員退職慰労引当金繰入額2百万円が含まれております。)

(3) 責任限定契約

氏名	責任限定契約の内容の概要
高 巖	在任中、その任務を怠ったことにより当金庫に損害を与えた場合において、その職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、会社法第425条第1項に規定する最低責任限度額を限度として損害賠償責任を負うものとし、その余の金額については当金庫に対して責任を負わないものとしします。
小島 順彦	
本橋 美智子	
吉戒 修一	

### 3 社外役員に関する事項

#### (1) 社外役員の兼職その他の状況

氏名	兼職その他の状況	
高 巖	麗澤大学 日本ハム株式会社 三菱地所株式会社	経済学部教授 社外取締役 社外取締役
小島 順彦	該当ございません。	
亀水 晋	該当ございません。	
本橋 美智子	本橋総合法律事務所	弁護士
吉戒 修一	TMI 総合法律事務所 丸紅株式会社	弁護士 社外監査役

- 注 1. 当金庫と麗澤大学、日本ハム株式会社、三菱地所株式会社との間に特別な関係はありません。
2. 当金庫と本橋総合法律事務所との間に特別な関係はありません。
3. 当金庫とTMI 総合法律事務所、丸紅株式会社との間に特別な関係はありません。

#### (2) 社外役員の主な活動状況

氏名	在任期間	取締役会への出席状況	取締役会における発言 その他の活動状況
高 巖	9 ヶ月 (通算9ヵ月)	取締役就任後に開催された取締役会 20 回のうち 16 回に出席しております。	必要に応じ、企業倫理、コンプライアンスに関する豊富な知識・経験を活かし、意見交換等を行っております。
小島 順彦	8 ヶ月 (通算4年7ヵ月)	取締役辞任までに開催された取締役会 16 回のうち 14 回に出席しております。	必要に応じ、経営全般に関する豊富な知識・経験を活かし、意見交換等を行っております。
亀水 晋	12 ヶ月 (通算1年9ヵ月)	当期開催の取締役会 26 回のうち 25 回に出席しております。 当期開催の監査役会 17 回すべてに出席しております。	必要に応じ、主に監査分野における豊富な経験と見識に基づき、発言を行っております。

本橋 美智子	12 ヶ月 (通算3年9ヵ月)	当期開催の取締役会 26 回のうち 25 回に出席しております。 当期開催の監査役会 17 回すべてに出席しております。	必要に応じ、主に監査分野における豊富な経験と見識に基づき、発言を行っております。
吉戒 修一	9 ヶ月 (通算9ヵ月)	監査役就任後に開催された取締役会 19 回のうち 15 回に出席しております。 監査役就任後に開催された監査役会 9 回すべてに出席しております。	必要に応じ、主に監査分野における豊富な経験と見識に基づき、発言を行っております。

注1. 「取締役会への出席状況」と「取締役会における発言その他の活動状況」には、監査役会への出席状況と監査役会における発言その他の活動状況を含めて記載しております。

2. 危機対応業務の不正行為事案等について、社外取締役及び社外監査役の各氏は、日頃から法令等遵守の観点から発言を行っており、当該事実の徹底した調査、速やかな情報開示、原因究明、再発防止について意見表明を行っております。

### (3) 社外役員に対する報酬等

(単位：百万円)

	支給人数	株式会社商工組合中央金庫からの報酬等	株式会社商工組合中央金庫の子会社等からの報酬等
報酬等の合計	6 人	34 (うち報酬以外の金額 1)	該当ございません。

注1. 記載金額は単位未満を切り捨てて表示しております。

2. 「株式会社商工組合中央金庫からの報酬等」には、取締役の役員退職慰労引当金繰入額 0 百万円と役員退職慰労金 0 百万円、及び監査役の役員退職慰労引当金繰入額 0 百万円を含めております。
3. 上記の支給人数には、平成 29 年 6 月 22 日開催の第 9 回定時株主総会終結の時をもって退任した取締役 1 名、及び平成 29 年 11 月 15 日に辞任した取締役 1 名が含まれております。

### (4) 社外役員の意見

該当ございません。

#### 4 当金庫の株式に関する事項

(1) 株式数	発行可能株式総数	普通株式	4,000,000,000株
		危機対応準備金株式	10株
	発行済株式の総数	普通株式	2,186,531,448株

(2) 当年度末株主数 25,143名

#### (3) 大株主

株主の氏名又は名称	持株数等	持株比率
財 務 大 臣	1,016,000千株	46.68%
中 部 交 通 共 済 協 同 組 合	8,085	0.37
関 東 交 通 共 済 協 同 組 合	6,580	0.30
株 式 会 社 珈 栄 舎	6,087	0.27
東 銀 リ ー ス 株 式 会 社	5,300	0.24
大 阪 船 場 織 維 卸 商 団 地 協 同 組 合	4,810	0.22
北 央 信 用 組 合	4,662	0.21
東 京 木 材 問 屋 協 同 組 合	4,626	0.21
協 同 組 合 小 山 教 育 産 業 グ ル ー プ	4,223	0.19
共 立 信 用 組 合	3,772	0.17

注1. 持株数等は単位未満を切り捨てて表示しております。

2. 持株比率は、自己株式数(10,142千株)を控除のうえ算出し、小数点第3位以下を切り捨てて表示しております。

#### (4) 株主構成

区 分	持 株 数 等	持 株 比 率
政 府	1,016,000千株	46.68%
中 小 企 業 等 協 同 組 合	688,135	31.61
事 業 協 同 組 合 ・ 同 連 合 会	624,996	28.71
事 業 協 同 小 組 合	0	0.00
信 用 協 同 組 合 ・ 同 連 合 会	60,969	2.80
企 業 組 合	2,168	0.09
協 業 組 合	6,828	0.31
商 工 組 合 ・ 同 連 合 会	24,526	1.12
商 店 街 振 興 組 合 ・ 同 連 合 会	1,805	0.08
生 活 衛 生 同 業 組 合 ・ 同 連 合 会	3,871	0.17
酒 類 業 組 合 ・ 同 連 合 会	593	0.02
内 航 海 運 組 合 ・ 同 連 合 会	3,368	0.15

輸 出 組 合 ・ 輸 入 組 合	4	0.00
市 街 地 再 開 発 組 合	-	-
中 小 企 業 団 体 の 構 成 員	429,111	19.71
そ の 他	2,143	0.09

注1. 持株数等は単位未満を切り捨てて表示しております。

2. 上記のほか自己株式 10,142 千株があります。持株比率は、自己株式数を控除のうえ算出し、小数点第3位以下を切り捨てて表示しております。

3. 該当がない場合は「-」で表示しております。

## 5 会計監査人に関する事項

### (1) 会計監査人の状況

(単位：百万円)

氏名又は名称	当該事業年度に係る報酬等	その他
PwCあらた有限責任監査法人 指定有限責任社員 業務執行社員 公認会計士 佐々木 貴司 指定有限責任社員 業務執行社員 公認会計士 白畑 尚志 指定有限責任社員 業務執行社員 公認会計士 大辻 竜太郎	154	①報酬等について監査役会が会社法第399条第1項の同意をした理由 監査役会は、会計監査人の報酬について以下のとおり同意しています。 「過年度における監査内容は相当であり、監査人数・時間・報酬に係る計画と実績の対比、および他社の情報を収集し、当年度の報酬について監査役会で検討した結果、適正な監査を実施するために妥当な水準であると判断し、当該報酬額に同意する。」 「危機対応業務の不正行為事案等の発生を踏まえ実施する追加の監査手続きについて、監査内容は相当で、追加の報酬金額は妥当であり、これに同意する。」  ②会計監査人が対価を得て行う非監査業務の内容 ・海外支店設立に関するアドバイザー・サービス業務 ・全銀協 TIBOR 行動規範の遵守態勢に対する保証業務等

注. 当金庫、子会社及び子法人等が支払うべき会計監査人に対する金銭その他の財産上の利益の合計額は 162 百万円であります。

### (2) 責任限定契約

該当ございません。

### (3) 会計監査人に関するその他の事項

#### イ 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

当金庫は、会社法第 340 条に基づき監査役会において会計監査人を解任するほか、会計監査人が職務を適切に遂行することが困難と認められる等の場合には、監査役会の決定に基づき、会計監査人の解任又は不再任を目的とする議題を株主総会に提出いたしません。

- ロ 会社法第 444 条第 3 項に規定する大会社である場合には、株式会社商工組合中央金庫の会計監査人以外の公認会計士(公認会計士法第 16 条の 2 第 5 項に規定する外国公認会計士を含む。)又は監査法人(外国におけるこれらの資格に相当する資格を有する者を含む。)が、株式会社商工組合中央金庫の重要な子法人等の計算関係書類(これに相当するものを含む。)の監査(会社法又は金融商品取引法(これらの法律に相当する外国の法令を含む。)の規定によるものに限る。)をしているときは、その事実  
該当ございません。

## 6 財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針

特に定めておりません。

## 7 業務の適正を確保する体制

当金庫は、業務の適正を確保する体制の整備に係る基本方針を、取締役会において次のとおり決議しております。

- (1) 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
  - イ. 取締役会は、役職員の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するため、企業理念、倫理憲章を制定・周知するとともに、各種内部規程及びコンプライアンス・ハンドブックを制定・周知することにより、役職員が法令等を遵守する体制を整備する。
  - ロ. コンプライアンスの企画、推進及び管理に係る審議・検討を行う会議並びに統括部署としてコンプライアンス統括部を設置するとともに、全部室店にコンプライアンス責任者及びコンプライアンス担当者を設置する。
  - ハ. 取締役会は、コンプライアンス統括部に、年度ごとに、研修の実施などコンプライアンスに係る具体的な実践計画であるコンプライアンス・プログラムを策定させ、定期的実践状況を確認する。
  - ニ. コンプライアンスに抵触する事案が発生した場合に、速やかに取締役及び監査役へ報告する体制を整備する。また、社内及び社外に内部通報窓口を設置し、不正行為などコンプライアンスに抵触する事案が隠蔽されない体制を整備する。
  - ホ. 不祥事件等の個別事案にかかる対応方針等の検証及びコンプライアンス部署に対する指導・牽制を行うとともに、コンプライアンス部署の職務遂行の適正性に関する事項等の検討を行うため、「コンプライアンス委員会」を設置する。
  - ヘ. 執行部門から独立した内部監査部署は、コンプライアンス態勢等の有効性及び適切性について監査を行うとともに、監査結果等について取締役会に報告する。
  - ト. 反社会的勢力の不当な介入を排除するための方針を制定・周知し、反社会的勢力を断固排除するための体制を整備する。
- (2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
  - イ. 取締役会議事録など、取締役の職務の執行に係る情報については、内部規程に基づき保存・管理を行う。
  - ロ. 監査役は、これらの情報を常時閲覧することができる。
- (3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
  - イ. 取締役会は、業務遂行上認識すべきリスクを定義し、「リスク管理規程」及びリスク種類毎の管理方針を制定・周知するとともに、リスク種類毎及び統合リスクの管理部署を定めるなど、リスクを的確に把握し、管理するための体制を整備する。
  - ロ. 取締役会及び経営会議等は、全体のリスク及び個別のリスクに関する報告を受けるとともに、必要な決定を行う。
  - ハ. 執行部門から独立した内部監査部署は、リスク管理の有効性及び適切性について監査を行うとともに、監査結果等について取締役会に報告する。
- (4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
  - イ. 取締役会を別途定める規則に従って定例開催するほか、取締役会から一定の権限の委譲を受けた経営会議を設置する。経営会議は、取締役会から授権された事項について決定するほか、取締役会への付議事項を事前に検討する。また、経営会議へ付議する事項を審議する各種会議を設置する。
  - ロ. 取締役会は、中期経営計画並びに単年度の経営計画、業務計画及び予算を策定し、効率的な職務執行を行う。
  - ハ. 取締役の職務の執行を効率的に行うため、職制、分掌業務及び職務の権限に係る内部規程を制定し、職務執行を分担する。

ニ、中小企業組合及び中小企業により構成される経営諮問委員会を設置し、中小企業組合と中小企業の意向を経営に反映させる仕組みを構築する。

(5) 当会社及び子会社等から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

1. 当会社の子会社等の取締役その他の業務執行者（以下「取締役等」という。）の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
  - イ. 取締役会は、当会社及び子会社等の業務の適正を確保するため、企業理念、倫理憲章を制定・周知するとともに、子会社等の業務運営を適切に管理するため、「子会社等管理規程」を制定・周知する。
  - ロ. 取締役会は、子会社等を統括して管理する部署（以下「統括部署」という。）及び子会社等ごとに担当部署（以下「担当部署」という。）を設置し、子会社等の業務運営を指導管理する。
  - ハ. 子会社等の業務が、その業務の規模・特性に応じ、コンプライアンスの観点から適切なものとなるように、子会社等においてコンプライアンス態勢を整備する。
    - ニ. コンプライアンス統括部は、子会社等においてコンプライアンスに抵触する事案が発生した場合に、子会社等から報告を受け、速やかに取締役及び監査役へ報告する体制を整備する。また、子会社等の社内及び社外に内部通報窓口を設置し、不正行為などコンプライアンスに抵触する事案が隠蔽されない体制を整備する。
  - ホ. 子会社等において反社会的勢力の不当な介入を排除するための方針を制定・周知し、反社会的勢力を断固排除するための体制を整備する。
2. 当会社の子会社等の取締役等の職務の執行に係る事項の当会社への報告に関する体制
  - イ. 統括部署及び担当部署は、子会社等から業務運営状況等の報告を受け、子会社等の実態把握及び指導を行い、子会社等の業務運営状況等を定期的に取り締り委員会及び経営会議に報告する。
  - ロ. 当会社は、統合的グループ経営、業務運営の適正化等の観点から、「子会社等管理規程」に基づき、必要に応じ、子会社等に対して経営指導等を行う。
3. 当会社の子会社等の損失の危険の管理に関する規程その他の体制
  - イ. 子会社等に係るリスク管理体制は、「リスク管理規程」に準ずる。
  - ロ. 取締役会及び経営会議等は、子会社等のリスクに関する報告を受けるとともに、必要な決定を行う。
  - ハ. 統括部署は、各リスク管理部署と子会社等との調整等を行い、必要に応じて担当部署と連携をとりながら、各リスク管理の実効性を確保する。
    - ニ. 子会社等は、当会社の指導の下、適正なリスク管理を行う。
4. 当会社の子会社等の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
  - イ. 子会社等は、子会社等の取締役等の職務の執行を効率的に行うため、分掌業務及び職務の権限等に係る内部規程を制定し、職務執行を分担する。
5. その他
  - イ. 執行部門から独立した内部監査部署は、子会社等の監査を行い、監査結果等について取締役会に報告する。
  - ロ. 当会社と子会社等との間で取引を行うに当たって、不当な指示・要求を行わないこととし、原則として通常一般の条件により取引を行う。



- (6) 当会社及び子会社等からなる企業集団における財務報告の信頼性を確保するための体制
- イ. 財務諸表及び財務諸表に重要な影響を及ぼす可能性のある情報の信頼性を確保するため、財務報告プロセスの整備、内部統制の文書化、財務報告プロセスに係る内部監査など、適切な内部統制を構築する。
- (7) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項、当該使用人の取締役からの独立性に関する事項及び監査役の当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項
- イ. 監査役の職務を補助するため、執行部門から独立した使用人（監査役付）を配置する。
  - ロ. 監査役付は、取締役の指揮命令を受けないものとし、監査役付の人事・処遇関係については、監査役と事前に協議する。
- (8) 取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制
1. 取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制
    - イ. 取締役及び使用人は、当会社の重要な決定事項、子会社等に係る重要な事項その他当会社に重要な影響を及ぼす情報について監査役へ報告を行う。
    - ロ. 取締役及び使用人は、監査役が報告を求める事項の報告を行う。
    - ハ. 社内及び社外に設置した内部通報窓口により内部通報があった場合、コンプライアンス統括部は当該窓口より報告を受け、監査役へ報告を行う体制を整備する。
  2. 子会社等の取締役、監査役その他これらの者に相当する者及び使用人又はこれらの者から報告を受けた者が監査役に報告をするための体制
    - イ. 子会社等の取締役、監査役その他これらの者に相当する者及び使用人又はこれらの者から報告を受けた者は、子会社等に係る重要な事項について監査役へ報告を行う。
    - ロ. 子会社等の社内及び社外に設置した内部通報窓口により内部通報があった場合、コンプライアンス統括部は当該窓口より報告を受け、監査役へ報告を行う体制を整備する。
  3. 上記の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制
    - イ. 当会社及び子会社等は、上記の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを内部規程において定め、周知する。
- (9) その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
- イ. 代表取締役、内部監査部門及び会計監査人は監査役と定期的に意見交換を行う。
  - ロ. 取締役及び使用人は、監査役による監査の実施に協力する。
  - ハ. 監査役は、監査役会規程及び監査役監査規程を制定し、同規定に基づき監査を実施する。
  - ニ. 監査役は、必要に応じて外部専門家の意見を徴する。
  - ホ. 監査役の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還については、監査役の請求に応じて、適正に処理する。

## 8 業務の適正を確保する体制の運用状況の概要

危機対応業務の不正行為事案等を受け、再発防止策について策定の検討を行い可能なところから着手してきたところでありますが、引き続きガバナンス態勢の強化やコンプライアンスの立て直しなどに取り組んでまいります。

平成 29 年度の業務の適正を確保するための体制の運用状況は、以下のとおりであります。

- (1) 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制  
危機対応業務における不正事案を踏まえ、直ちにコンプライアンス意識の立て直しを図るため、新たな「倫理憲章」を策定し周知を図るとともに、「倫理憲章」を具体的な職務遂行場面に落とし込んだ「行動基準集」の制定等、全体の枠組みの整備を進めております。  
今回の不正事案を踏まえ、役職員が一丸となって信頼回復に取り組んでいくことを共有するため、社会規範や倫理憲章を遵守する旨の誓約書の提出を全役職員から受けております。また、役職員が遵守すべき法令等の解説、違法行為を発見した場合の対処方法を具体的に示し全役職員へ配布している「コンプライアンス・ハンドブック」についても全面改訂することとしています。  
「組織規程」の改訂により「コンプライアンス統括室」を「コンプライアンス統括部」とし、組織上の上位に位置づけるとともに、「経営会議規程」の改訂により「コンプライアンス会議」「内部監査会議」を取締役会直下で、代表取締役社長を議長とする経営会議に変更いたしました。  
さらに、外部弁護士を長とした「コンプライアンス委員会」を新設いたしました。同委員会は不祥事件等の個別事案に係る対応方針の検証、コンプライアンス部署に対する指導・牽制を行うとともに、コンプライアンスに係る事案の発生・対応状況等を把握し、コンプライアンス部署の職務遂行の適正性に関する事項等の検討を行っております。こうした取り組みにより不正発生の第一報時からその不正事案への対応状況を把握するとともに、コンプライアンス統括部が迅速に取締役会等に報告する体制を整備しました。平成 29 年度は 14 回、同委員会を開催し、不祥事件等の個別案件について対応方針の検証等を行いました。  
不正行為等の隠蔽防止等を目的に内部通報窓口を設置しており、「内部通報制度」については、不正の未然防止・早期把握等を目的に、「職員相談制度」に名称変更するとともに、社内の相談窓口エリア・コンプライアンス・オフィサーを追加し、外部通報窓口の弁護士も変更しております。  
内部監査体制については、監査部は、取締役会等が承認した「内部監査規程」等に基づき、コンプライアンス態勢等に係る内部監査を実施しております。具体的な監査内容は、年度毎に「年度内部監査方針」を取締役会が承認し、その監査結果等については、経営会議（内部監査）及び取締役会に報告しております。  
不正事案を踏まえ、不正発生防止を目的としてリスク評価のあり方を見直し、リスクベースアプローチによる内部監査体制の高度化を図っております。  
反社会的勢力に関する事項については、四半期毎に経営会議（コンプライアンス）に付議・報告され、経営会議では態勢整備の進め方や個別案件への対応等について議論し、その結果について取締役会に付議・報告を行っております。
- (2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制  
取締役会が承認した「取締役会規程」及び「経営会議規程」、総務部長が定めた「会議等の決定事項の稟議手続き」に基づき、取締役会議事録等の保存・管理を行っております。

(3) 損失の危険の管理に関する取組みの状況

取締役会は、半期毎に、リスク管理に係る取組状況と課題を取り纏めた「リスク管理プログラム」の報告を受け、リスク管理規程等の見直し要否を決定しております。不正事案を踏まえ、平成 29 年度のリスク管理プログラムにおいて、オペレーショナルリスク（事務リスク）に係る R C S A（リスク・コントロール・セルフ・アセスメント）の強化を新たに織り込みました。

また、平成 29 年度下期リスク管理プログラムの見直しにおいて、足元の事案に対応する形で、時間外勤務管理の適正化、ハラスメントの未然防止、任意退職の抑制を新たに織り込みました。

監査部は、取締役会が承認した「内部監査規程」に基づき、リスク管理に関する内部監査を実施し、その監査結果について、取締役会及び経営会議（内部監査）に報告しております。

(4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

「取締役会規程」に基づき、取締役会を原則として毎月開催しているほか、適宜臨時に開催しております。当事業年度は取締役会を 26 回開催しました。取締役会の実効性向上を図るため、議事内容に応じた審議時間を設け、十分な議論を行えるよう取り組んでおります。

中小企業組合と中小企業の意向を経営に反映するため、経営諮問委員会を設置しており、当事業年度は平成 29 年 6 月及び平成 30 年 1 月に開催しました。経営諮問委員会の諮問事項は取締役会で決定し、諮問結果は取締役会に報告を行っております。

(5) 当会社及び子会社等から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

「子会社等管理規程」に基づき、子会社等の統括部署を経営企画部関連事業室とし、子会社毎に業務上最も関係の深い部室を担当部署としております。

統括部署及び担当部署は、子会社等から業務運営状況等の報告を受け、子会社等の実態把握及び指導を行い、子会社等の業務運営状況等を半期毎に取締役会及び経営会議に報告しています。

危機対応業務の不正事案を踏まえ、子会社等宛に「倫理憲章」の周知依頼を行い、子会社における「コンプライアンス実施要領」の改正、社内相談窓口の設置についての指導、子会社における事務リスクへの対応として、子会社各社における R C S A の取組みを開始しました。

(6) 当会社及び子会社等からなる企業集団における財務報告の信頼性を確保するための体制

取締役会は、財務報告に係る内部統制の構築を目的に「財務報告に係る内部統制規程」を決定しています。同規程において、財務報告に係る内部統制の基本的枠組みを代表者確認とし、代表者確認の基本的事項については「代表者確認基本通牒」を定めております。

「代表者確認基本通牒」に基づき、有価証券報告書等を適時かつ正確に記録、処理、報告する体制を構築するとともに、「代表者確認に係る有効性評価基本通牒」に基づき、その体制を検証しております。

(7) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項及び当該使用人の取締役からの独立性に関する事項及び監査役の当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

監査役の職務を補助するため、執行部門から独立した使用人（監査役付）を配置しております。

- (8) 取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制

監査役が出席する取締役会ほか重要な会議において、取締役及び使用人は、重要な決定事項等について報告を行うほか、経営会議の審議・決定事項等、重要な文書の回付を行っております。また、コンプライアンス、リスク管理、内部監査等に係る重要事項について、適時適切に報告を行っております。

- (9) その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

平成 29 年 4 月から平成 30 年 3 月までの間に計 2 回、代表取締役と監査役間の意見交換を行っております。また、内部監査部門及び会計監査人は、随時、監査の経過及び結果につき監査役に報告するとともに、定期的に意見交換を行っております。平成 29 年度は、内部監査部門、会計監査人、監査役による三様監査の連携を強化するために三者の連絡会を 2 回開催いたしました。

## 9 会計参与に関する事項

会計参与を設置しておりません。

## 10 その他

会社法第 459 条第 1 項の規定による定款の定めはありません。

## 第89期末（平成30年3月31日現在）貸借対照表

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
（資産の部）		（負債の部）	
現金預け金	1,526,881	預 金	4,892,270
現 金	27,028	当 座 預 金	539,147
預 け 金	1,499,853	普 通 預 金	1,128,118
コ ー ル オ ー シ ン	41,412	通 知 預 金	35,772
買 入 金 銭 債 権	27,621	定 期 預 金	3,099,081
特 定 取 引 資 産	21,413	そ の 他 の 預 金	90,149
商 品 有 価 証 券	3,275	譲 渡 性 預 金	257,222
特 定 金 融 派 生 商 品	18,138	債 券	4,459,540
有 価 証 券	1,514,685	債 券 発 行 高	4,459,540
国 債	790,036	債 券 貸 借 取 引 受 入 担 保 金	580,278
地 方 債	347,202	特 定 取 引 負 債	12,653
社 債	284,867	特 定 金 融 派 生 商 品	12,653
株 式	44,226	借 用 金	461,779
そ の 他 の 証 券	48,351	借 入 金	461,779
貸 出 金	8,648,176	外 国 為 替	8
割 引 手 形 付 越	201,695	外 国 他 店 預 り	1
手 形 貸 付	305,092	売 渡 外 国 為 替	6
証 書 貸 付	7,240,610	そ の 他 負 債	100,261
当 座 貸 越	900,777	未 払 法 人 税 等	7,575
外 国 為 替	15,586	未 払 費 用	6,444
外 国 他 店 預 け	7,035	前 受 収 益	5,351
買 入 外 国 為 替	911	従 業 員 預 り	3,973
取 立 外 国 為 替	7,640	金 融 派 生 商 品	678
そ の 他 資 産	89,224	金 融 商 品 等 受 入 担 保 金	5,597
前 払 費 用	2,861	リ ー ス 債 務	0
未 収 収 益	5,702	資 産 除 去 債 務	157
金 融 派 生 商 品	2,085	未 払 債 券 元 金	37,212
金 融 商 品 等 差 入 担 保 金	73,014	そ の 他 の 負 債	33,270
そ の 他 の 資 産	5,559	賞 与 引 当 金	4,410
有 形 固 定 資 産	43,271	退 職 給 付 引 当 金	19,932
建 物	16,980	役 員 退 職 慰 労 引 当 金	78
土 地	23,214	睡 眠 債 券 払 戻 損 失 引 当 金	27,395
リ ー ス 資 産	0	環 境 対 策 引 当 金	143
建 設 仮 勘 定	949	支 払 承 諾	102,699
そ の 他 の 有 形 固 定 資 産	2,126	支 払 承 諾	101,356
無 形 固 定 資 産	11,021	代 理 貸 付 保 証	1,343
ソ フ ト ウ ェ ア	6,986	負 債 の 部 合 計	10,918,673
そ の 他 の 無 形 固 定 資 産	4,034	（純資産の部）	
前 払 年 金 費 用	21,072	資 本 金	218,653
繰 延 税 金 資 産	32,396	危 機 対 応 準 備 金	150,000
支 払 承 諾 見 返	102,699	特 別 準 備 金	400,811
支 払 承 諾 見 返	101,356	資 本 剰 余 金	0
代 理 貸 付 保 証 見 返	1,343	そ の 他 資 本 剰 余 金	0
貸 倒 引 当 金	△205,239	利 益 剰 余 金	177,595
		利 益 準 備 金	21,511
		そ の 他 利 益 剰 余 金	156,083
		固 定 資 産 圧 縮 積 立 金	465
		特 別 積 立 金	49,570
		繰 越 利 益 剰 余 金	106,046
		自 己 株 式	△1,049
		株 主 資 本 合 計	946,009
		そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	25,516
		繰 延 ヘ ッ ジ 損 益	24
		評 価 ・ 換 算 差 額 等 合 計	25,540
資 産 の 部 合 計	11,890,224	純 資 産 の 部 合 計	971,550
		負 債 及 び 純 資 産 の 部 合 計	11,890,224

第89期 (平成29年4月1日から) 損益計算書  
(平成30年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目		金 額
経	常 収 益	170,187
資	金 運 用 収 益	113,183
	貸 出 金 利 息	103,701
	有 価 証 券 利 息 配 当 金	5,722
	コ ー ル ロ ー ン 利 息	857
	預 け 金 利 息	1,232
	金 利 ス ワ ッ プ 受 入 利 息	32
	そ の 他 の 受 入 利 息	1,637
役	務 取 引 等 収 益	9,357
	受 入 為 替 手 数 料	1,469
	そ の 他 の 役 務 収 益	7,887
特	定 取 引 収 益	2,579
	商 品 有 価 証 券 収 益	17
	特 定 金 融 派 生 商 品 収 益	2,561
そ	の 他 業 務 収 益	1,714
	外 国 為 替 売 買 益	1,393
	外 国 債 等 債 券 売 却 益	318
	金 融 派 生 商 品 収 益	2
そ	の 他 経 常 収 益	43,354
	貸 倒 引 当 金 戻 入 益	20,984
	債 権 取 立 益	100
	株 式 等 売 却 益	350
	そ の 他 の 経 常 収 益	21,918
経	常 費 用	113,240
資	金 調 達 費 用	7,490
	預 金 利 息	2,844
	預 讓 渡 性 預 金 利 息	612
	債 券 利 息	2,097
	コ ー ル マ ネ ー 利 息	△16
	売 現 先 利 息	0
	債 券 貸 借 取 引 支 払 利 息	45
	借 用 金 利 息	1,866
	そ の 他 の 支 払 利 息	40
役	務 取 引 等 費 用	2,620
	支 払 為 替 手 数 料	400
	そ の 他 の 役 務 費 用	2,219
特	定 取 引 費 用	0
	特 定 取 引 有 価 証 券 費 用	0
そ	の 他 業 務 費 用	139
	国 債 等 債 券 売 却 損	12
	国 債 等 債 券 償 却	114
	債 券 発 行 費 償 却	12
営	業 経 常 費 用	77,408
そ	の 他 経 常 費 用	25,581
	貸 出 金 償 却	314
	株 式 等 売 却 損	27
	株 式 等 償 却	10
	そ の 他 の 経 常 費 用	25,227
経	特 別 利 益	56,947
	特 別 固 定 資 産 処 分 益	102
特	別 固 定 資 産 処 分 損	745
	減 損 資 産 損	187
	引 当 期 純 利 益	558
税	引 前 当 期 純 利 益	56,304
法	人 税、 住 民 税 等	13,178
法	人 税	6,830
法	人 税	
当	期 純 利 益	20,008
		36,295

第89期（平成29年4月1日から平成30年3月31日まで）株主資本等変動計算書

(単位：百万円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	危機対応準備金	特別準備金	資 本 剰 余 金	
				その他資本剰余金	資本剰余金合計
当期首残高	218,653	150,000	400,811	0	0
当期変動額					
剰余金の配当					
当期純利益					
自己株式の取得					
固定資産圧縮積立金の取崩					
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)					
当期変動額合計	—	—	—	—	—
当期末残高	218,653	150,000	400,811	0	0

	株 主 資 本						株 主 資 本 計
	利 益 剰 余 金					自 己 株 式	
	利益準備金	その他利益剰余金			利益剰余金合計		
		固定資産圧縮積立金	特別積立金	繰越利益剰余金			
当期首残高	20,612	501	49,570	75,112	145,796	△1,038	914,223
当期変動額							
剰余金の配当	899			△5,396	△4,497		△4,497
当期純利益				36,295	36,295		36,295
自己株式の取得						△11	△11
固定資産圧縮積立金の取崩		△35		35	—		—
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)							
当期変動額合計	899	△35	—	30,934	31,798	△11	31,786
当期末残高	21,511	465	49,570	106,046	177,595	△1,049	946,009

(単位：百万円)

	評価・換算差額等			純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ損益	評価・換算差額等 合計	
当期首残高	23,510	48	23,559	937,782
当期変動額				
剰余金の配当				△4,497
当期純利益				36,295
自己株式の取得				△11
固定資産圧縮積立金の取崩				—
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)	2,005	△23	1,981	1,981
当期変動額合計	2,005	△23	1,981	33,768
当期末残高	25,516	24	25,540	971,550



## 個別注記表

記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

### 重要な会計方針

#### 1. 特定取引資産・負債の評価基準及び収益・費用の計上基準

金利、通貨の価格、金融商品市場における相場その他の指標に係る短期的な変動、市場間の格差等を利用して利益を得る等の目的（以下、「特定取引目的」という。）の取引については、取引の約定時点を基準とし、貸借対照表上「特定取引資産」及び「特定取引負債」に計上するとともに、当該取引からの損益を損益計算書上「特定取引収益」及び「特定取引費用」に計上しております。

特定取引資産及び特定取引負債の評価は、有価証券及び金銭債権等については決算日の時価により、スワップ・先物・オプション取引等の派生商品については決算日において決済したものとみなした額により行っております。

また、特定取引収益及び特定取引費用の損益計上は、当事業年度中の受払利息等に、有価証券及び金銭債権等については前事業年度末と当事業年度末における評価損益の増減額を、派生商品については前事業年度末と当事業年度末におけるみなし決済からの損益相当額の増減額を加えております。

#### 2. 有価証券の評価基準及び評価方法

有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法（定額法）、子会社・子法人等株式及び関連法人等株式については移動平均法による原価法、その他有価証券については原則として、時価のある株式については決算期末月1ヵ月平均に基づいた市場価格等、時価のある株式以外のものについては決算日の市場価格等に基づく時価法（売却原価は主として移動平均法により算定）、ただし時価を把握することが極めて困難と認められるものについては移動平均法による原価法により行っております。

なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。

#### 3. デリバティブ取引の評価基準及び評価方法

デリバティブ取引（特定取引目的の取引を除く）の評価は、時価法により行っております。

#### 4. 固定資産の減価償却の方法

##### (1) 有形固定資産（リース資産を除く）

有形固定資産は、定率法を採用しております。また、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物	2年～60年
その他	2年～20年

##### (2) 無形固定資産（リース資産を除く）

無形固定資産は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、金庫内における利用可能期間（主として5年）に基づいて償却しております。

##### (3) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る「有形固定資産」中のリース資産は、リース期間を耐用年数とした定額法により償却しております。なお、残存価額については零としております。

#### 5. 繰延資産の処理方法

債券発行費は、支出時に全額費用として処理しております。

#### 6. 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建資産・負債及び海外支店勘定は、主として決算日の為替相場による円換算額を付しております。

## 7. 引当金の計上基準

### (1) 貸倒引当金

貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。

「銀行等金融機関の資産の自己査定並びに貸倒償却及び貸倒引当金の監査に関する実務指針」（日本公認会計士協会銀行等監査特別委員会報告第4号 平成24年7月4日）に規定する正常先債権及び要注意先債権に相当する債権については、一定の種類毎に分類し、過去の一定期間における各々の貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。破綻懸念先債権に相当する債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち必要と認める額を計上しております。破綻先債権及び実質破綻先債権に相当する債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除した残額を計上しております。

破綻懸念先及び貸出条件緩和債権等を有する債務者で与信額が一定額以上の大口債務者のうち、債権の元本の回収及び利息の受取りに係るキャッシュ・フローを合理的に見積もることができる債権については、当該キャッシュ・フローを貸出条件緩和実施前の約定利率で割引いた金額と債権の帳簿価額との差額を貸倒引当金とする方法（キャッシュ・フロー見積法）により計上しております。

すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しております。

### (2) 賞与引当金

賞与引当金は、職員への賞与の支払いに備えるため、職員に対する賞与の支給見込額のうち、当事業年度に帰属する額を計上しております。

### (3) 退職給付引当金

退職給付引当金は、職員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、必要額を計上しております。また、退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については給付算定式基準によっております。なお、過去勤務費用及び数理計算上の差異の損益処理方法は次のとおりであります。

過去勤務費用 : その発生時の職員の平均残存勤務期間内の一定の年数（14年）による定額法により損益処理

数理計算上の差異 : 各事業年度の発生時の職員の平均残存勤務期間内の一定の年数（14年）による定額法により按分した額を、それぞれ発生の翌事業年度から損益処理

### (4) 役員退職慰労引当金

役員退職慰労引当金は、役員への退職慰労金の支払いに備えるため、役員に対する退職慰労金の支給見積額のうち、当事業年度末までに発生していると認められる額を計上しております。

### (5) 睡眠債券払戻損失引当金

睡眠債券払戻損失引当金は、負債計上を中止した債券等について、将来の払戻請求に応じて発生する損失を見積り必要と認める額を計上しております。

### (6) 環境対策引当金

環境対策引当金は、PCB（ポリ塩化ビフェニル）廃棄物の処理費用の支出に備えるため、今後発生すると認められる額を計上しております。

## 8. ヘッジ会計の方法

### (1) 金利リスク・ヘッジ

金融資産・負債から生じる金利リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号 平成14年2月13日。以下、「業種別監査委員会報告第24号」という。）に規定する繰延ヘッジによっております。ヘッジ有効性評価の方法については、相場変動を相殺するヘッジについて、ヘッジ対象となる貸出金とヘッジ手段である金利スワップ取引を一定の残存期間毎にグルーピングのうえ特定し評価しております。

### (2) 為替変動リスク・ヘッジ

外貨建金融資産・負債から生じる為替変動リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第25号 平成14年7月29日）に規定する繰延ヘッジによっております。ヘッジ有効性評価の方法については、外貨建金銭債権債務等の為替変動リスクを減殺する目的で行う為替スワップ取引をヘッジ手段とし、ヘッジ対象である外貨建金銭債権債務等に見合うヘッジ手段の外貨ポジション相当額が存在することを確認することによりヘッジの有効性を評価しております。

### (3) 内部取引等

デリバティブ取引のうち特定取引勘定とそれ以外の勘定との間（又は内部部門間）の内部取引については、ヘッジ手段として指定している金利スワップ取引に対して、業種別監査委員会報告第24号に基づき、恣意性を排除し厳格なヘッジ運営が可能と認められる対外カバー取引の基準に準拠した運営を行っているため、当該金利スワップ取引から生じる収益及び費用は消去せずに損益認識を行っております。

なお、一部の資産・負債については、繰延ヘッジ、あるいは金利スワップの特例処理を行っております。

## 9. 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

## 追加情報

### (特別準備金)

平成20年10月1日の株式会社化に伴い、株式会社商工組合中央金庫法附則第5条に基づき、資本金、利益剰余金から特別準備金への振替を行っております。

なお、特別準備金は、次の性格を有しております。

- (1) 剰余金の額の計算においては、株式会社商工組合中央金庫法第43条の規定に基づき、特別準備金の額は、資本金及び準備金の額の合計額に算入されます。
- (2) 欠損のてん補を行う場合、株式会社商工組合中央金庫法第44条第1項の規定に基づき、資本準備金及び利益準備金の額の合計額が零となったときは、特別準備金の額を減少することができます。なお、特別準備金の額を減少した後において剰余金の額が零を超えることとなったときは、株式会社商工組合中央金庫法第44条第3項の規定に基づき、特別準備金の額を増加しなければなりません。
- (3) 自己資本の充実の状況その他財務内容の健全性が向上し、その健全性が確保されるに至ったと認められる場合には、株式会社商工組合中央金庫法第45条の規定に基づき、株主総会の決議によって、特別準備金の額の全部又は一部を国庫に納付することができます。
- (4) 仮に清算することとなった場合には、その債務を弁済してなお残余財産があるときは、株式会社商工組合中央金庫法第46条の規定に基づき、特別準備金の額を国庫に納付するものとされています。

### (危機対応準備金)

株式会社商工組合中央金庫法附則第2条の6に基づき、危機対応業務の円滑な実施のため、政府が出資した金額を危機対応準備金として計上しております。

なお、危機対応準備金は次の性格を有しております。

- (1) 剰余金の額の計算においては、株式会社商工組合中央金庫法附則第2条の9第1項の規定により読み替えて適用される同法第43条の規定に基づき、危機対応準備金の額は、資本金及び準備金の額の合計額に算入されます。
- (2) 欠損のてん補を行う場合、株式会社商工組合中央金庫法附則第2条の7の規定に基づき、特別準備金の額が零となったときは、危機対応準備金の額を減少することができます。なお、危機対応準備金の額を減少した後において剰余金の額が零を超えることとなったときは、株式会社商工組合中央金庫法附則第2条の9第1項の規定により読み替えて適用される同法第44条第3項の規定に基づき、危機対応準備金の額を増加しなければなりません。この危機対応準備金の額の増加は、株式会社商工組合中央金庫法附則第2条の9第2項の規定に基づき、特別準備金の額の増加に先立って行うこととされています。
- (3) 危機対応業務の円滑な実施のために必要な財政基盤が十分に確保されるに至ったと株式会社商工組合中央金庫が認める場合には、株式会社商工組合中央金庫法附則第2条の8及び第2条の9第1項の規定により読み替えて適用される同法第45条の規定に基づき、株主総会の決議によって、危機対応準備金の額の全部又は一部に相当する金額を国庫に納付するものとされています。
- (4) 仮に清算することとなった場合には、その債務を弁済してなお残余財産があるときは、株式会社商工組合中央金庫法附則第2条の9第1項の規定により読み替えて適用される同法第46条及び同法附則第2条の9第3項の規定に基づき、危機対応準備金の額を国庫に納付するものとされています。

#### (危機対応業務の不正行為事案)

危機対応業務の不正行為事案に関する継続調査及び調査報告後に行った再調査の結果、「不正があると判定した口座」のうち「危機対応業務の要件充足が確認できなかった口座」は3,284件、「判定不能であるため不正の疑義が払拭できなかった口座」のうち「危機対応業務の要件充足が確認できなかった口座」は4,842件となりました。「危機対応業務の要件充足が確認できなかった口座」に係る既受領補償金及び利子補給金について、株式会社日本政策金融公庫へ返還を行い、第三者委員会調査判明分を含めた損失額8,277百万円について当事業年度の計算書類に計上しております。当該損失額の内訳は次のとおりです。

(1) 既受領補償金の返還に伴う損失	1,072百万円
(2) 既受領利子補給金の返還に伴う損失	2,124百万円
(3) 返還に伴い発生する利息	811百万円
(4) 立替利子補給金及び未受領の補償金のうち請求を行えないことによる損失	457百万円
(5) 損害担保契約解除に伴う貸倒引当金増加額	1,011百万円
(6) 調査費用	2,800百万円

(1)～(4)及び(6)について、その他の経常費用に危機対応業務関連損失7,266百万円を含めて計上しております。

(5)について、貸倒引当金戻入益から減額して計上しております。

なお(6)については、継続調査の報告書公表以降の追加調査に伴う調査費用を含んでおります。

#### (危機対応業務以外の貸出に関する不正行為事案)

継続調査の報告書公表以降、設備資金を資金使途とする際の確認資料の改ざん、「成長・創業支援プログラム」における適合確認不備の追加調査を行いました。また、追加調査の過程で地方自治体の制度融資及びセーフティネット保証付き融資における申請書類の確認資料の改ざん等が判明しております。これらの融資には日本銀行からの借入制度や、産業投資借入を原資とした借入制度を利用した口座も含まれており、当該借入金の返還が必要になるとともに、当該借入金の期日前返済に伴う追加利息及び日本銀行借入金の返済に伴い生じる日本銀行預け金利息の支払いが必要になります。同様に、セーフティネット保証付き融資について、顧客等が負担した信用保証料についても速やかに返還を行ってまいります。これらの損失額275百万円について当事業年度の計算書類に計上しております。当該損失額の内訳は次のとおりです。

(7) 日本銀行借入金及び産業投資借入金の期日前返済に伴う追加支払利息	214百万円
(8) 日本銀行借入金の返済に伴い生じる預け金の支払利息	37百万円
(9) セーフティネット保証に係る顧客等負担信用保証料の返還に伴う損失	11百万円
(10) 信用保証契約解除に伴う貸倒引当金増加額	12百万円

(7)～(9)について、その他の経常費用に263百万円を含めて計上しております。

(10)について、貸倒引当金戻入益から減額して計上しております。

## 注記事項

### (貸借対照表関係)

1. 関係会社の株式及び出資金総額 3,441百万円
2. 貸出金のうち、破綻先債権額は56,508百万円、延滞債権額は319,933百万円であります。  
なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金（貸倒償却を行った部分を除く。以下、「未収利息不計上貸出金」という。）のうち、法人税法施行令（昭和40年政令第97号）第96条第1項第3号イからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。  
また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。
3. 貸出金のうち、3ヵ月以上延滞債権額は914百万円であります。  
なお、3ヵ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が、約定支払日の翌日から3月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。
4. 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は25,513百万円であります。  
なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3ヵ月以上延滞債権に該当しないものであります。
5. 破綻先債権額、延滞債権額、3ヵ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は402,870百万円であります。  
なお、上記2.から5.に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。
6. 手形割引は、業種別監査委員会報告第24号に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた銀行引受手形、商業手形、荷付為替手形及び買入外国為替等は、売却又は（再）担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は、202,606百万円であります。
7. 担保に供している資産は次のとおりであります。  
担保に供している資産  
有価証券 1,045,648百万円  
担保資産に対応する債務  
預金 2,033百万円  
債券貸借取引受入担保金 580,278百万円  
借入金 231,234百万円  
上記のほか、為替決済等の取引の担保あるいは先物取引証拠金等の代用として、有価証券8,240百万円を差し入れております。  
また、その他の資産には、保証金・敷金等2,118百万円が含まれております。
8. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸し付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、1,163,108百万円であります。このうち原契約期間が1年以内のもの又は任意の時期に無条件で取消可能なものが1,112,735百万円あります。  
なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当金庫の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当金庫が実行申し込みを受けた融資の中止又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている金庫内手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。
9. 有形固定資産の減価償却累計額 64,140百万円
10. 有形固定資産の圧縮記帳額 17,412百万円
11. 借入金には、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付借入金20,000百万円が含まれております。

12. 「有価証券」中の社債のうち、有価証券の私募（金融商品取引法第2条第3項）による社債に対する当金庫の保証債務の額は127,640百万円であります。
13. 関係会社に対する金銭債権総額 11,705百万円
14. 関係会社に対する金銭債務総額 7,920百万円

**(損益計算書関係)**

1. 関係会社との取引による収益
- |                      |       |
|----------------------|-------|
| 資金運用取引に係る収益総額        | 35百万円 |
| 役員取引等に係る収益総額         | 18百万円 |
| その他業務・その他経常取引に係る収益総額 | 82百万円 |
2. 関係会社との取引による費用
- |               |          |
|---------------|----------|
| 資金調達取引に係る費用総額 | 0百万円     |
| その他の取引に係る費用総額 | 4,869百万円 |
3. 「その他の経常収益」には、睡眠債券の収益計上額20,014百万円を含んでおります。
4. 「その他の経常費用」には、睡眠債券払戻損失引当金繰入額16,931百万円及び危機対応業務関連損失7,266百万円を含んでおります。

**(株主資本等変動計算書関係)**

自己株式の種類及び株式数に関する事項

(単位：千株)

	当事業年度 期首株式数	当事業年度 増加株式数	当事業年度 減少株式数	当事業年度末 株式数	摘 要
自己株式					
普通株式	10,076	65	—	10,142	(注)
合計	10,076	65	—	10,142	

(注) 自己株式のうち普通株式の増加は、単元未満株式の買取請求に応じたことによるものであります。

(有価証券関係)

貸借対照表の「国債」「地方債」「社債」「株式」「その他の証券」のほか、「商品有価証券」、「買入金銭債権」中の信託受益権が含まれております。

1. 売買目的有価証券（平成30年3月31日現在）

	当事業年度の損益に含まれた 評価差額（百万円）
売買目的有価証券	269

2. 満期保有目的の債券（平成30年3月31日現在）

	種 類	貸借対照表計上額 （百万円）	時 価 （百万円）	差 額 （百万円）
時価が貸借対照表計上額 を超えるもの	国債	246,005	253,846	7,840
	地方債	16,912	16,960	47
	社債	20,472	20,685	213
	小計	283,390	291,492	8,101
時価が貸借対照表計上額 を超えないもの	国債	—	—	—
	地方債	67,610	67,136	△474
	社債	—	—	—
	小計	67,610	67,136	△474
合計		351,001	358,628	7,627

3. 子会社・子法人等株式及び関連法人等株式（平成30年3月31日現在）

	貸借対照表計上額 （百万円）	時 価 （百万円）	差 額 （百万円）
子会社・子法人等株式	—	—	—
関連法人等株式	—	—	—
合計	—	—	—

(注) 時価を把握することが極めて困難と認められる子会社・子法人等株式及び関連法人等株式

	貸借対照表計上額 （百万円）
子会社・子法人等株式	3,441
関連法人等株式	—
合計	3,441

これらについては、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、上表の「子会社・子法人等株式及び関連法人等株式」には含めておりません。



4. その他有価証券（平成30年3月31日現在）

	種 類	貸借対照表計上額 (百万円)	取得原価 (百万円)	差 額 (百万円)
貸借対照表計上額が取得 原価を超えるもの	株式	30,852	8,444	22,408
	債券	927,389	921,667	5,721
	国債	544,030	539,992	4,038
	地方債	176,475	175,961	513
	社債	206,883	205,713	1,169
	その他	32,529	22,863	9,666
	小計	990,771	952,975	37,795
貸借対照表計上額が取得 原価を超えないもの	株式	808	1,081	△272
	債券	143,715	144,293	△577
	国債	—	—	—
	地方債	86,203	86,502	△299
	社債	57,512	57,790	△278
	その他	21,061	21,298	△236
	小計	165,585	166,673	△1,087
合計		1,156,356	1,119,648	36,708

(注) 時価を把握することが極めて困難と認められるその他有価証券

	貸借対照表計上額 (百万円)
株式	9,124
合計	9,124

これらについては、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、上表の「その他有価証券」には含めておりません。

5. 当事業年度中に売却したその他有価証券（自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日）

	売却額 (百万円)	売却益の合計額 (百万円)	売却損の合計額 (百万円)
株式	1,794	338	27
債券	82,575	318	12
国債	82,575	318	12
その他	414	11	0
合計	84,785	669	40

## 6. 減損処理を行った有価証券

売買目的有価証券以外の有価証券（時価を把握することが極めて困難なものを除く）のうち、当該有価証券の時価が取得原価に比べて著しく下落しており、時価が取得原価まで回復する見込みがあると認められないものについては、当該時価をもって貸借対照表計上額とするとともに、評価差額を当事業年度の損失として処理（以下、「減損処理」という。）しております。

当事業年度における減損処理額は、114百万円（うち、社債114百万円）であります。

また、時価が「著しく下落した」と判断するための基準は、資産の自己査定基準において、有価証券の発行会社の区分ごとに次のとおり定めております。

破綻先、実質破綻先、破綻懸念先	時価が取得原価に比べて下落
要注意先	時価が取得原価に比べて30%以上下落
正常先	時価が取得原価に比べて50%以上下落

なお、要注意先とは今後管理に注意を要する債務者、正常先とは破綻先、実質破綻先、破綻懸念先及び要注意先以外の債務者であります。

## (税効果会計関係)

### 1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳は、それぞれ次のとおりであります。

繰延税金資産	
貸倒引当金	51,409百万円
その他	16,209
繰延税金資産小計	67,618
評価性引当額	△22,765
繰延税金資産合計	44,853
繰延税金負債	
その他有価証券評価差額金	11,192
子会社株式	701
固定資産圧縮積立金	204
前払年金費用	347
その他	10
繰延税金負債合計	12,456
繰延税金資産の純額	32,396百万円

## (1株当たり情報)

1株当たりの純資産額 193円32銭

純資産額の算定にあたっては、株式会社商工組合中央金庫法施行規則に基づき、危機対応準備金及び特別準備金を控除しております。

1株当たりの当期純利益金額 16円67銭

## 第89期末（平成30年3月31日現在）連結貸借対照表

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
（資産の部）		（負債の部）	
現金預け金	1,526,934	預 金	4,885,242
コールローン及び買入手形	41,412	譲 渡 性 預 金	257,122
買入金銭債権	27,621	債 券	4,459,140
特定取引資産	21,413	債券貸借取引受入担保金	580,278
有 価 証 券	1,511,359	特 定 取 引 負 債	12,653
貸 出 金	8,636,946	借 用 金	524,579
外 国 為 替	15,586	外 国 為 替	8
そ の 他 資 産	178,015	そ の 他 負 債	105,991
有形固定資産	44,365	賞 与 引 当 金	4,635
建 物	17,515	退職給付に係る負債	24,830
土 地	23,737	役員退職慰労引当金	114
リ ー ス 資 産	0	睡眠債券払戻損失引当金	27,395
建設仮勘定	949	環 境 対 策 引 当 金	143
その他の有形固定資産	2,163	そ の 他 の 引 当 金	80
無形固定資産	10,960	繰 延 税 金 負 債	51
ソフトウェア	6,873	支 払 承 諾	102,699
その他の無形固定資産	4,086	負債の部合計	10,984,966
退職給付に係る資産	7,574	（純資産の部）	
繰延税金資産	38,723	資 本 金	218,653
支払承諾見返	102,699	危 機 対 応 準 備 金	150,000
貸倒引当金	△206,262	特 別 準 備 金	400,811
		資 本 剰 余 金	0
		利 益 剰 余 金	186,973
		自 己 株 式	△1,049
		株主資本合計	955,388
		その他有価証券評価差額金	25,543
		繰 延 ヘ ッ ジ 損 益	24
		退職給付に係る調整累計額	△12,367
		その他の包括利益累計額合計	13,199
		非 支 配 株 主 持 分	3,796
		純資産の部合計	972,384
資産の部合計	11,957,351	負債及び純資産の部合計	11,957,351

第89期 (平成29年4月1日から平成30年3月31日まで) 連結損益計算書

(単位：百万円)

科 目		金 額
経常	収 益	204,707
資	金 運 用 収 益	113,169
	貸 出 金 利 息	103,682
	有 価 証 券 利 息 配 当 金	5,726
	コールドローン利息及び買入手形利息	857
	預 け 金 利 息	1,232
	金 利 スワップ 受 入 利 息	32
	そ の 他 の 受 入 利 息	1,637
役 務	取 引 等 収 益	9,892
特 定	取 引 収 益	2,579
そ の 他	業 務 収 益	35,833
そ の 他	経 常 収 益	43,232
	貸 倒 引 当 金 戻 入 益	20,925
	償 却 債 権 取 立 益	100
	そ の 他 の 経 常 収 益	22,206
経常	費 用	146,207
資	金 調 達 費 用	7,640
	預 金 利 息	2,843
	譲 渡 性 預 金 利 息	612
	債 券 利 息	2,096
	コールドマネー利息及び売渡手形利息	△16
	売 現 先 利 息	0
	債 券 貸 借 取 引 支 払 利 息	45
	借 用 金 利 息	2,017
	そ の 他 の 支 払 利 息	40
役 務	取 引 等 費 用	2,665
特 定	取 引 費 用	0
そ の 他	業 務 費 用	31,734
営 業	経 費	78,570
そ の 他	経 常 費 用	25,595
	そ の 他 の 経 常 費 用	25,595
経常	利 益	58,499
特 別	利 益	105
	固 定 資 産 処 分 益	105
特 別	損 失	745
	固 定 資 産 処 分 損 失	187
	減 損 損 失	558
税 金 等 調 整 前 当 期 純 利 益		57,859
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	13,681	
法 人 税 等 調 整 額	6,835	
法 人 税 等 合 計		20,516
当 期 純 利 益		37,342
非 支 配 株 主 に 帰 属 す る 当 期 純 利 益		3
親 会 社 株 主 に 帰 属 す る 当 期 純 利 益		37,339

第89期 (平成29年4月1日から平成30年3月31日まで) 連結包括利益計算書

(単位：百万円)

科 目	金 額
当 期 純 利 益	37,342
そ の 他 の 包 括 利 益	4,235
その他有価証券評価差額金	2,002
繰延ヘッジ損益	△23
退職給付に係る調整額	2,257
包 括 利 益	<u>41,578</u>
(内訳)	
親会社株主に係る包括利益	41,575
非支配株主に係る包括利益	3

第89期（平成29年4月1日から平成30年3月31日まで） 連結株主資本等変動計算書

(単位：百万円)

	株 主 資 本						
	資 本 金	危機対応 準備金	特別準備金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本 合計
当期首残高	218,653	150,000	400,811	0	154,131	△1,038	922,557
当期変動額							
剰余金の配当					△4,497		△4,497
親会社株主に帰属 する当期純利益					37,339		37,339
自己株式の取得						△11	△11
株主資本以外の項目 の当期変動額(純額)							
当期変動額合計	—	—	—	—	32,841	△11	32,830
当期末残高	218,653	150,000	400,811	0	186,973	△1,049	955,388

	その他の包括利益累計額				非支配株主 持分	純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ 損益	退職給付に係る 調整累計額	その他の 包括利益 累計額合計		
当期首残高	23,540	48	△14,625	8,964	3,796	935,318
当期変動額						
剰余金の配当						△4,497
親会社株主に帰属 する当期純利益						37,339
自己株式の取得						△11
株主資本以外の項目 の当期変動額(純額)	2,002	△23	2,257	4,235	—	4,235
当期変動額合計	2,002	△23	2,257	4,235	—	37,066
当期末残高	25,543	24	△12,367	13,199	3,796	972,384

## 連結注記表

### I 連結計算書類の作成方針

子会社、子法人等及び関連法人等の定義は、株式会社商工組合中央金庫法第23条第2項、株式会社商工組合中央金庫法施行令第7条第2項及び同条第3項に基づいております。

#### 1. 連結の範囲に関する事項

- (1) 連結される子会社及び子法人等 7社

会社名

八重洲商工株式会社  
株式会社商工中金情報システム  
商工サービス株式会社  
八重洲興産株式会社  
株式会社商工中金経済研究所  
商工中金リース株式会社  
商工中金カード株式会社

- (2) 非連結の子会社及び子法人等 1社

会社名

八重洲緑関連事業協同組合

非連結の子会社及び子法人等は、その資産、経常収益、当期純損益（持分に見合う額）、利益剰余金（持分に見合う額）及びその他の包括利益累計額（持分に見合う額）等からみて、連結の範囲から除いても企業集団の財政状態及び経営成績に関する合理的な判断を妨げない程度に重要性が乏しいため、連結の範囲から除外しております。

#### 2. 持分法の適用に関する事項

- (1) 持分法適用の非連結の子会社及び子法人等

該当ありません。

- (2) 持分法適用の関連法人等

該当ありません。

- (3) 持分法非適用の非連結の子会社及び子法人等 1社

会社名

八重洲緑関連事業協同組合

- (4) 持分法非適用の関連法人等

該当ありません。

持分法非適用の非連結の子会社及び子法人等は、当期純損益（持分に見合う額）、利益剰余金（持分に見合う額）及びその他の包括利益累計額（持分に見合う額）等からみて、持分法の対象から除いても連結計算書類に重要な影響を与えないため、持分法の対象から除いております。

#### 3. 連結される子会社及び子法人等の事業年度等に関する事項

連結される子会社及び子法人等の決算日は次のとおりであります。

3月末日 7社

記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

## II 会計方針に関する事項

### 1. 特定取引資産・負債の評価基準及び収益・費用の計上基準

金利、通貨の価格、金融商品市場における相場その他の指標に係る短期的な変動、市場間の格差等を利用して利益を得る等の目的（以下、「特定取引目的」という。）の取引については、取引の約定時点を基準とし、連結貸借対照表上「特定取引資産」及び「特定取引負債」に計上するとともに、当該取引からの損益を連結損益計算書上「特定取引収益」及び「特定取引費用」に計上しております。

特定取引資産及び特定取引負債の評価は、有価証券及び金銭債権等については連結決算日の時価により、スワップ・先物・オプション取引等の派生商品については連結決算日において決済したものとみなした額により行っております。

また、特定取引収益及び特定取引費用の損益計上は、当連結会計年度中の受払利息等に、有価証券及び金銭債権等については前連結会計年度末と当連結会計年度末における評価損益の増減額を、派生商品については前連結会計年度末と当連結会計年度末におけるみなし決済からの損益相当額の増減額を加えております。

### 2. 有価証券の評価基準及び評価方法

有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法（定額法）、その他有価証券については原則として、時価のある株式については連結決算期末月1ヵ月平均に基づいた市場価格等、時価のある株式以外のものについては連結決算日の市場価格等に基づく時価法（売却原価は主として移動平均法により算定）、ただし時価を把握することが極めて困難と認められるものについては移動平均法による原価法により行っております。

なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。

### 3. デリバティブ取引の評価基準及び評価方法

デリバティブ取引（特定取引目的の取引を除く）の評価は、時価法により行っております。

### 4. 固定資産の減価償却の方法

#### (1) 有形固定資産（リース資産を除く）

当金庫の有形固定資産は、定率法を採用しております。

また、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物 2年～60年

その他 2年～20年

連結される子会社及び子法人等の有形固定資産については、資産の見積耐用年数に基づき、主として定額法により償却しております。

#### (2) 無形固定資産（リース資産を除く）

無形固定資産は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、当金庫並びに連結される子会社及び子法人等で定める利用可能期間（主として5年）に基づいて償却しております。

#### (3) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る「有形固定資産」中のリース資産は、リース期間を耐用年数とした定額法により償却しております。なお、残存価額については零としております。



## 5. 貸倒引当金の計上基準

当金庫の貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。

「銀行等金融機関の資産の自己査定並びに貸倒償却及び貸倒引当金の監査に関する実務指針」（日本公認会計士協会銀行等監査特別委員会報告第4号 平成24年7月4日）に規定する正常先債権及び要注意先債権に相当する債権については、一定の種類毎に分類し、過去の一定期間における各々の貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。破綻懸念先債権に相当する債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち必要と認める額を計上しております。破綻先債権及び実質破綻先債権に相当する債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除した残額を計上しております。

破綻懸念先及び貸出条件緩和債権等を有する債務者で与信額が一定額以上の大口債務者のうち、債権の元本の回収及び利息の受取りに係るキャッシュ・フローを合理的に見積もることができる債権については、当該キャッシュ・フローを貸出条件緩和実施前の約定利子率で割引いた金額と債権の帳簿価額との差額を貸倒引当金とする方法（キャッシュ・フロー見積法）により計上しております。

すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しております。

連結される子会社及び子法人等の貸倒引当金は、一般債権については過去の貸倒実績率等を勘案して必要と認められた額を、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額をそれぞれ計上しております。

## 6. 賞与引当金の計上基準

賞与引当金は、職員への賞与の支払いに備えるため、職員に対する賞与の支給見込額のうち、当連結会計年度に帰属する額を計上しております。

## 7. 役員退職慰労引当金の計上基準

役員退職慰労引当金は、役員への退職慰労金の支払いに備えるため、役員に対する退職慰労金の支給見積額のうち、当連結会計年度末までに発生していると認められる額を計上しております。

## 8. 睡眠債券払戻損失引当金の計上基準

睡眠債券払戻損失引当金は、負債計上を中止した債券等について、将来の払戻請求に応じて発生する損失を見積り必要と認める額を計上しております。

## 9. 環境対策引当金の計上基準

環境対策引当金は、PCB（ポリ塩化ビフェニル）廃棄物の処理費用の支出に備えるため、今後発生すると認められる額を計上しております。

## 10. その他の引当金の計上基準

その他の引当金は、商品の引き換えに備えるために、その引当見込額を計上した販売促進引当金であります。

## 11. 退職給付に係る会計処理の方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については給付算定式基準によっております。また、過去勤務費用及び数理計算上の差異の損益処理方法は次のとおりであります。

過去勤務費用：その発生時の職員の平均残存勤務期間内の一定の年数（14年）による定額法により損益処理

数理計算上の差異：各連結会計年度の発生時の職員の平均残存勤務期間内の一定の年数（14年）による定額法により按分した額を、それぞれ発生翌連結会計年度から損益処理

なお、連結される子会社及び子法人等は、退職給付に係る負債及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

## 12. 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

当金庫の外貨建資産・負債及び海外支店勘定は、主として連結決算日の為替相場による円換算額を付しております。

連結される子会社及び子法人等の外貨建資産・負債については、それぞれの決算日等の為替相場により換算しております。

### 13. 重要なヘッジ会計の方法

#### (1) 金利リスク・ヘッジ

当金庫の金融資産・負債から生じる金利リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号 平成14年2月13日。以下、「業種別監査委員会報告第24号」という。）に規定する繰延ヘッジによっております。ヘッジ有効性評価の方法については、相場変動を相殺するヘッジについて、ヘッジ対象となる貸出金とヘッジ手段である金利スワップ取引を一定の残存期間毎にグルーピングのうえ特定し評価しております。

#### (2) 為替変動リスク・ヘッジ

当金庫の外貨建金融資産・負債から生じる為替変動リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第25号 平成14年7月29日）に規定する繰延ヘッジによっております。ヘッジ有効性評価の方法については、外貨建金銭債権債務等の為替変動リスクを減殺する目的で行う為替スワップ取引をヘッジ手段とし、ヘッジ対象である外貨建金銭債権債務等に見合うヘッジ手段の外貨ポジション相当額が存在することを確認することによりヘッジの有効性を評価しております。

#### (3) 連結会社間取引等

デリバティブ取引のうち連結会社間及び特定取引勘定とそれ以外の勘定との間（又は内部部門間）の内部取引については、ヘッジ手段として指定している金利スワップ取引に対して、業種別監査委員会報告第24号に基づき、恣意性を排除し厳格なヘッジ運営が可能と認められる対外カバー取引の基準に準拠した運営を行っているため、当該金利スワップ取引から生じる収益及び費用は消去せずに損益認識を行っております。

なお、一部の資産・負債については、繰延ヘッジ、あるいは金利スワップの特例処理を行っております。

連結される子会社及び子法人等の一部の資産・負債については、金利スワップの特例処理を行っております。

### 14. 消費税等の会計処理

当金庫並びに連結される子会社及び子法人等の消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

### 未適用の会計基準等

- ・「税効果会計に係る会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第28号 平成30年2月16日）
- ・「繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第26号 平成30年2月16日）

#### (1) 概要

個別財務諸表における子会社株式等に係る将来加算一時差異の取扱いが見直され、また（分類1）に該当する企業における繰延税金資産の回収可能性に関する取扱いの明確化が行われております。

#### (2) 適用予定日

平成31年3月期の期首より適用予定であります。

#### (3) 当該会計基準等の適用による影響

影響額は、当連結計算書類の作成時において評価中であります。

- ・「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 平成30年3月30日）

- ・「収益認識に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第30号 平成30年3月30日）

#### (1) 概要

収益認識に関する包括的な会計基準であります。収益は、次の5つのステップを適用し認識されます。

ステップ1：顧客との契約を識別する。

ステップ2：契約における履行義務を識別する。

ステップ3：取引価格を算定する。

ステップ4：契約における履行義務に取引価格を配分する。

ステップ5：履行義務を充足した時に又は充足するにつれて収益を認識する。

#### (2) 適用予定日

平成34年3月期の期首より適用予定であります。

#### (3) 当該会計基準等の適用による影響

影響額は、当連結計算書類の作成時において評価中であります。

## 追加情報

### (特別準備金)

平成20年10月1日の株式会社化に伴い、株式会社商工組合中央金庫法附則第5条に基づき、資本金、利益剰余金から特別準備金への振替を行っております。

なお、特別準備金は次の性格を有しております。

- (1) 剰余金の額の計算においては、株式会社商工組合中央金庫法第43条の規定に基づき、特別準備金の額は、資本金及び準備金の額の合計額に算入されます。
- (2) 欠損のてん補を行う場合、株式会社商工組合中央金庫法第44条第1項の規定に基づき、資本準備金及び利益準備金の額の合計額が零となったときは、特別準備金の額を減少することができます。なお、特別準備金の額を減少した後において剰余金の額が零を超えることとなったときは、株式会社商工組合中央金庫法第44条第3項の規定に基づき、特別準備金の額を増加しなければなりません。
- (3) 自己資本の充実の状況その他財務内容の健全性が向上し、その健全性が確保されるに至ったと認められる場合には、株式会社商工組合中央金庫法第45条の規定に基づき、株主総会の決議によって、特別準備金の額の全部又は一部を国庫に納付することができます。
- (4) 仮に清算することとなった場合には、その債務を弁済してなお残余財産があるときは、株式会社商工組合中央金庫法第46条の規定に基づき、特別準備金の額を国庫に納付するものとされています。

### (危機対応準備金)

株式会社商工組合中央金庫法附則第2条の6に基づき、危機対応業務の円滑な実施のため、政府が出資した金額を危機対応準備金として計上しております。

なお、危機対応準備金は次の性格を有しております。

- (1) 剰余金の額の計算においては、株式会社商工組合中央金庫法附則第2条の9第1項の規定により読み替えて適用される同法第43条の規定に基づき、危機対応準備金の額は、資本金及び準備金の額の合計額に算入されます。
- (2) 欠損のてん補を行う場合、株式会社商工組合中央金庫法附則第2条の7の規定に基づき、特別準備金の額が零となったときは、危機対応準備金の額を減少することができます。なお、危機対応準備金の額を減少した後において剰余金の額が零を超えることとなったときは、株式会社商工組合中央金庫法附則第2条の9第1項の規定により読み替えて適用される同法第44条第3項の規定に基づき、危機対応準備金の額を増加しなければなりません。この危機対応準備金の額の増加は、株式会社商工組合中央金庫法附則第2条の9第2項の規定に基づき、特別準備金の額の増加に先立って行うこととされています。
- (3) 危機対応業務の円滑な実施のために必要な財政基盤が十分に確保されるに至ったと株式会社商工組合中央金庫が認める場合には、株式会社商工組合中央金庫法附則第2条の8及び第2条の9第1項の規定により読み替えて適用される同法第45条の規定に基づき、株主総会の決議によって、危機対応準備金の額の全部又は一部に相当する金額を国庫に納付するものとされています。
- (4) 仮に清算することとなった場合には、その債務を弁済してなお残余財産があるときは、株式会社商工組合中央金庫法附則第2条の9第1項の規定により読み替えて適用される同法第46条及び同法附則第2条の9第3項の規定に基づき、危機対応準備金の額を国庫に納付するものとされています。

#### (危機対応業務の不正行為事案)

危機対応業務の不正行為事案に関する継続調査及び調査報告後に行った再調査の結果、「不正があると判定した口座」のうち「危機対応業務の要件充足が確認できなかった口座」は3,284件、「判定不能であるため不正の疑義が払拭できなかった口座」のうち「危機対応業務の要件充足が確認できなかった口座」は4,842件となりました。「危機対応業務の要件充足が確認できなかった口座」に係る既受領補償金及び利子補給金について、株式会社日本政策金融公庫へ返還を行い、第三者委員会調査判明分を含めた損失額8,277百万円について当連結会計年度の連結計算書類に計上しております。当該損失額の内訳は次のとおりです。

(1) 既受領補償金の返還に伴う損失	1,072百万円
(2) 既受領利子補給金の返還に伴う損失	2,124百万円
(3) 返還に伴い発生する利息	811百万円
(4) 立替利子補給金及び未受領の補償金のうち請求を行えないことによる損失	457百万円
(5) 損害担保契約解除に伴う貸倒引当金増加額	1,011百万円
(6) 調査費用	2,800百万円

(1)～(4)及び(6)について、その他の経常費用に危機対応業務関連損失7,266百万円を含めて計上しております。

(5)について、貸倒引当金戻入益から減額して計上しております。

なお(6)については、継続調査の報告書公表以降の追加調査に伴う調査費用を含んでおります。

#### (危機対応業務以外の貸出に関する不正行為事案)

継続調査の報告書公表以降、設備資金を資金用途とする際の確認資料の改ざん、「成長・創業支援プログラム」における適合確認不備の追加調査を行いました。また、追加調査の過程で地方自治体の制度融資及びセーフティネット保証付き融資における申請書類の確認資料の改ざん等が判明しております。これらの融資には日本銀行からの借入制度や、産業投資借入を原資とした借入制度を利用した口座も含まれており、当該借入金の返還が必要になるとともに、当該借入金の期日前返済に伴う追加利息及び日本銀行借入金の返済に伴い生じる日本銀行預け金利息の支払いが必要になります。同様に、セーフティネット保証付き融資について、顧客等が負担した信用保証料についても速やかに返還を行ってまいります。これらの損失額275百万円について当連結会計年度の連結計算書類に計上しております。当該損失額の内訳は次のとおりです。

(7) 日本銀行借入金及び産業投資借入金の期日前返済に伴う追加支払利息	214百万円
(8) 日本銀行借入金の返済に伴い生じる預け金の支払利息	37百万円
(9) セーフティネット保証に係る顧客等負担信用保証料の返還に伴う損失	11百万円
(10) 信用保証契約解除に伴う貸倒引当金増加額	12百万円

(7)～(9)について、その他の経常費用に263百万円を含めて計上しております。

(10)について、貸倒引当金戻入益から減額して計上しております。

## 注記事項

### (連結貸借対照表関係)

1. 関係会社の株式及び出資金総額（連結子会社及び連結子法人等の株式及び出資金を除く） 10百万円
2. 貸出金のうち、破綻先債権額は56,508百万円、延滞債権額は319,934百万円であります。

なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金（貸倒償却を行った部分を除く。以下、「未収利息不計上貸出金」という。）のうち、法人税法施行令（昭和40年政令第97号）第96条第1項第3号イからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。

また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。
3. 貸出金のうち、3ヵ月以上延滞債権額は914百万円であります。

なお、3ヵ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が、約定支払日の翌日から3月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。
4. 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は25,513百万円であります。

なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3ヵ月以上延滞債権に該当しないものであります。
5. 破綻先債権額、延滞債権額、3ヵ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は402,871百万円であります。

なお、上記2.から5.に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。
6. 手形割引は、業種別監査委員会報告第24号に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた銀行引受手形、商業手形、荷付為替手形及び買入外国為替等は、売却又は（再）担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は、202,606百万円であります。
7. 担保に供している資産は次のとおりであります。

担保に供している資産	
有価証券	1,045,648百万円
担保資産に対応する債務	
預金	2,033百万円
債券貸借取引受入担保金	580,278百万円
借入金	231,234百万円

上記のほか、為替決済等の取引の担保あるいは先物取引証拠金等の代用として、有価証券8,240百万円を差し入れております。

また、その他資産には、金融商品等差入担保金73,014百万円、保証金・敷金等2,207百万円が含まれております。
8. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸し付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、1,141,963百万円であります。このうち原契約期間が1年以内のもの又は任意の時期に無条件で取消可能なものが1,091,590百万円あります。

なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当金庫並びに連結される子会社及び子法人等の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当金庫並びに連結される子会社及び子法人等が実行申し込みを受けた融資の中止又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている金庫内手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。
9. 有形固定資産の減価償却累計額 68,557百万円
10. 有形固定資産の圧縮記帳額 17,412百万円

11. 借入金には、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付借入金20,000百万円が含まれております。
12. 「有価証券」中の社債のうち、有価証券の私募（金融商品取引法第2条第3項）による社債に対する保証債務の額は127,640百万円であります。

**(連結損益計算書関係)**

1. 「その他の経常収益」には、睡眠債券の収益計上額20,014百万円を含んでおります。
2. 「その他の経常費用」には、貸出金償却321百万円、株式等償却10百万円、睡眠債券払戻損失引当金繰入額16,931百万円及び危機対応業務関連損失7,266百万円を含んでおります。

**(連結株主資本等変動計算書関係)**

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

(単位：千株)

	当連結会計年度 期首株式数	当連結会計年度 増加株式数	当連結会計年度 減少株式数	当連結会計年度末 株式数	摘 要
発行済株式					
普通株式	2,186,531	—	—	2,186,531	
合計	2,186,531	—	—	2,186,531	
自己株式					
普通株式	10,076	65	—	10,142	(注)
合計	10,076	65	—	10,142	

(注) 自己株式のうち普通株式の増加は、単元未満株式の買取請求に応じたことによるものであります。

2. 配当に関する事項

- (1) 当連結会計年度中の配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額	1株当たり 配当額	基準日	効力発生日
平成29年6月22日 定時株主総会	普通株式 (政府分)	1,016百万円	1.0円(注)	平成29年3月31日	平成29年6月26日
	普通株式 (政府以外分)	3,481百万円	3.0円		

(注) 株式会社商工組合中央金庫法第50条により、政府の所有する株式に対し剰余金の配当をする場合には、政府以外の者の所有する株式1株に対して配当する剰余金に1を超えない範囲で政令で定める割合を乗じて得た額を政府の所有する株式1株に対して配当しなければならないとされています。なお、株式会社商工組合中央金庫法施行令第15条により、政令で定める割合は3分の1とされています。

- (2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が当連結会計年度の末日後となるもの

(決議予定)	株式の種類	配当金の総額	配当の原資	1株当たり 配当額	基準日	効力発生日
平成30年6月21日 定時株主総会	普通株式 (政府分)	1,016百万円	利益剰余金	1.0円(注1)	平成30年 3月31日	平成30年6月21日 定時株主総会及び 主務大臣認可後 (注2)
	普通株式 (政府以外分)	3,481百万円		3.0円		

- (注) 1. 株式会社商工組合中央金庫法第50条により、政府の所有する株式に対し剰余金の配当をする場合には、政府以外の者の所有する株式1株に対して配当する剰余金に1を超えない範囲で政令で定める割合を乗じて得た額を政府の所有する株式1株に対して配当しなければならないとされています。なお、株式会社商工組合中央金庫法施行令第15条により、政令で定める割合は3分の1とされています。
2. 株式会社商工組合中央金庫法第49条に基づき、剰余金の配当その他剰余金の処分の決議は、主務大臣の認可によりその効力を生じます。

## (金融商品関係)

### 1. 金融商品の状況に関する事項

#### (1) 金融商品に対する取組方針

当金庫グループは融資事業及びデリバティブ取引の提供等の金融サービス事業を行っております。

これらの事業を行うため、預金の受入れ、債券の発行等による資金調達を行っております。このように、保有する資産・負債は、金利・有価証券の価格・為替相場等様々な市場のリスクファクターの変動により、その価値が変動し損失を被るリスクを有しております。こうしたリスクを適正に管理しつつ、安定した収益を確保する観点から、資産及び負債の総合的管理（ALM）を実施しており、その一環として、デリバティブ取引も行っております。

#### (2) 金融商品の内容及びそのリスク

当金庫グループにおける資産は、主として国内の取引先に対する事業性の貸出金であり、取引先の財務状況の悪化等により損失を被るリスク（信用リスク）があります。

また、有価証券は、主に債券及び株式であり、債券については一部を満期保有目的で、トレーディング業務では売買目的で保有し、株式については純投資目的及び政策投資目的で保有しております。これらは、それぞれ発行体の信用リスク及び金利の変動リスク、市場価格の変動リスクに晒されております。

債券及び借入金は、一定の環境の下で当金庫グループが市場を利用できなくなる場合など、支払期日にその支払いを実行できなくなる流動性リスクに晒されております。

デリバティブ取引にはALMの一環で行っている金利スワップ取引や通貨スワップ取引等があります。当金庫グループでは、これらを利用して、有価証券、債券、借入金、貸出金に関わる金利の変動リスクや為替の変動リスクを回避しております。なお、ヘッジ会計の適用要件を満たすデリバティブ取引については、ヘッジ会計を適用しております。これらのヘッジ開始から有効性判定時点までの期間において、ヘッジ対象とヘッジ手段の残高を比較する等により、ヘッジの有効性を確認しております。

このほか、トレーディング業務では、取引先の金利や為替の変動リスクをヘッジするニーズに応える目的や、金利や為替の変動による短期的な収益獲得を目的として、金利スワップ取引や通貨スワップ取引、債券先物取引、為替予約取引等を行っております。

#### (3) 金融商品に係るリスク管理体制

##### ① 信用リスクの管理

当金庫グループは、信用リスクに関する管理諸規程に従い、貸出金について、信用格付、与信許容限度、個別案件毎の与信審査、担保・保証等の与信管理に関する体制を整備し運営しております。これらの与信管理は、各営業店のほか審査本部により行われ、また、大口与信先への対応については、定期的に経営陣による投融资会議等を開催し、付議しております。さらに、監査部がリスク管理態勢等の監査を行っております。

有価証券の発行体の信用リスク及びデリバティブ取引のカウンターパーティーリスクに関しても、信用リスクに関する管理諸規程に従い、信用格付、与信許容限度による管理体制を整備し運営しております。対市場取引については、統合リスク管理部による外部格付のモニタリングや市場取引部署による信用情報等の収集等に基づき、定期的に管理しております。

##### ② 市場リスクの管理

###### (i) 金利リスクの管理

当金庫グループでは、バンキング業務、トレーディング業務毎に複数のカテゴリーに区分した上で、経営会議やALM会議等が設定した10bpv（金利の10ベース・ポイント（0.10%）の上昇が時価に与える影響額）やバリュー・アット・リスク（VaR）の限度額に基づき金利の変動リスクを管理しております。「市場関連リスク管理規程」等において、リスク管理方法や手続等の詳細を明記しており、ALM会議等において実施状況の把握・確認、今後の対応等の協議を行っております。日常的には統合リスク管理部において金融資産及び負債の金利リスクの状況を把握し、評価損益や10bpv、VaR等によりモニタリングを行い、日次で担当役員に、月次で代表取締役並びにALM会議に報告しております。なお、ALM会議等の決定により、金利の変動リスクをヘッジするための金利スワップ等のデリバティブ取引も行っております。

###### (ii) 為替リスクの管理

為替の変動リスクに関して、日次の総合持高管理により為替持高の一定範囲内への抑制を行っております。

(iii) 価格変動リスクの管理

株式については、純投資目的と政策投資目的で運用方針を区分し、以下のとおり管理をしております。

純投資株式については、経営会議やALM会議が設定した保有残高やVaRの限度額に基づき価格変動リスクを管理するとともに、格付のモニタリングによる業況把握も行っております。

政策投資株式については、取締役会が年度間総合計画において、保有残高の限度額を決定しております。政策投資株式のうち上場株式についてもVaRの限度額を設けて価格変動リスクを管理するとともに、株価推移管理による業況確認や、未公開株式も含めた保有方針の見直しを行っております。

具体的なリスク管理方法や手続き等の詳細については「市場関連リスク管理規程」等に明記しており、ALM会議等において実施状況の把握・確認、今後の対応等の協議を行っております。日常的には統合リスク管理部において純投資株式や政策投資株式の残高や評価損益、VaR等によりモニタリングを行い、日次で担当役員に、月次で代表取締役並びにALM会議に報告しております。

(iv) デリバティブ取引

デリバティブ取引に関しては、取引の執行、ヘッジ有効性の評価、事務管理に関する部門をそれぞれ分離し内部牽制を確立しております。

(v) 市場リスクに係る定量的情報

(ア) 特定取引目的の金融商品

当金庫グループでは、「特定取引資産」のうちの売買目的有価証券、「デリバティブ取引」のうち特定取引目的として保有している金融商品に関するVaRの算定にあたっては、ヒストリカル・シミュレーション法（保有期間10日、信頼区間99%、観測期間5年）を採用しております。

平成30年3月31日現在で当金庫グループのトレーディング業務の市場リスク量（損失額の推計値）は、全体で143百万円であります。

なお、当金庫グループでは、モデルが算出するVaRと実際の損益を比較するバックテストを実行しております。平成29年度のトレーディング業務に関して実施したバックテストの結果、使用する計測モデルは十分な精度により市場リスクを捕捉しているものと考えております。

ただし、VaRは過去の相場変動をベースに統計的に算出した一定の発生確率での市場リスク量を計測しており、通常では考えられないほど市場環境が激変する状況下におけるリスクは捕捉できない場合があります。

(イ) 特定取引目的以外の金融商品

特定取引目的以外で保有している主たる金融商品は、「貸出金」、「有価証券」のその他有価証券に分類される債券と株式、満期保有目的の債券に分類される債券、「現金預け金」、「預金」、「譲渡性預金」、「債券」、「債券貸借取引受入担保金」、「借入金」、「デリバティブ取引」のうちの金利スワップ取引と通貨スワップ取引であります。これらの金融商品に関するVaRの算定にあたっては、ヒストリカル・シミュレーション法（保有期間1ヵ月～1年、信頼区間99%、観測期間5年）を採用しております。

平成30年3月31日現在で当金庫グループのトレーディング以外の業務の市場リスク量（損失額の推計値）は、全体で21,706百万円となっております。ただし、VaRは過去の相場変動をベースに統計的に算出した一定の発生確率での市場リスク量を計測しており、通常では考えられないほど市場環境が激変する状況下におけるリスクは捕捉できない場合があります。

なお、当金庫グループでは、主要なリスク変数である金利リスクの影響を受ける金融資産及び金融負債について、10bpvを金利の変動リスクの管理にあたっての定量的分析に利用しております。金利以外のすべてのリスク変数が一定であることを仮定し、平成30年3月31日現在、指標となる金利が10ベーシス・ポイント上昇したものと想定した場合には、金融商品の時価が6,051百万円減少するものと把握しております。当該影響額は、金利を除くリスク変数が一定の場合を前提としており、金利とその他のリスク変数との相関を考慮しておりません。また、金利に10ベーシス・ポイントを超える変動が生じた場合等には、算定額を超える影響が生じる可能性があります。



③ 資金調達に係る流動性リスクの管理

当金庫グループでは、運用と調達の年度間純増減計画を決定した上で、年度間及び月次で資金計画を作成して資金ポジションを把握しております。資金調達手段は、長期安定資金となる債券を中心とすることにより流動性リスクを抑制するとともに、預金による調達を行っております。また、短期市場での調達も行っている他、無担保での調達が困難な状況に備えて、有担保調達が可能なように担保差入可能な債券を保有しております。

流動性リスクを抑制するための流動性リスク管理計数をALM会議において設定し、その遵守状況は統合リスク管理部において把握し、日次で担当役員に、四半期毎に代表取締役並びにALM会議に報告しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等による場合、当該価額が異なることもあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

平成30年3月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められる非上場株式等は、次表には含めておりません（(注2)参照）。また、「連結貸借対照表計上額」の重要性が乏しい科目については、記載を省略しております。

(単位：百万円)

	連結貸借対照表 計上額	時 価	差 額
(1) 現金預け金	1,526,934	1,526,934	—
(2) 特定取引資産			
売買目的有価証券	3,275	3,275	—
(3) 有価証券			
満期保有目的の債券	351,001	353,364	2,363
その他有価証券	1,151,193	1,151,193	—
(4) 貸出金	8,636,946		
貸倒引当金（*1）	△203,521		
	8,433,424	8,491,605	58,180
資産計	11,465,828	11,526,372	60,544
(1) 預金	4,885,242	4,887,217	1,974
(2) 譲渡性預金	257,122	257,119	△2
(3) 債券	4,459,140	4,452,196	△6,943
(4) 債券貸借取引受入担保金	580,278	580,278	—
(5) 借入金	524,579	524,487	△91
負債計	10,706,362	10,701,298	△5,063
デリバティブ取引（*2）			
ヘッジ会計が適用されていないもの	6,857	6,857	—
ヘッジ会計が適用されているもの	35	35	—
デリバティブ取引計	6,892	6,892	—

（\*1） 貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しております。

（\*2） 特定取引資産・負債及びその他資産・負債に計上しているデリバティブ取引を一括して表示しております。

デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については、（ ）で表示しております。

(注1) 金融商品の時価の算定方法

資 産

(1) 現金預け金

満期のない預け金、又は約定期間が短期間の預け金は、それぞれ時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

(2) 特定取引資産

特定取引目的で保有している債券等の有価証券については、取引所の価格又は取引金融機関から提示された価格によっております。

(3) 有価証券

株式は取引所の価格、債券は取引所の価格又は取引金融機関から提示された価格によっております。投資信託は、公表されている基準価格によっております。当金庫保証付私募債は、私募債の種類及び内部格付、期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額を同様の新規発行を行った場合に想定される利率で割り引いて時価を算定しております。なお、発行体からの保証料は、元利金の合計額に含めております。また、破綻先、実質破綻先及び破綻懸念先に対する私募債については、担保及び保証による回収見込額等を時価としております。一部の有価証券は金利スワップの特例処理の対象とされており、その場合は有価証券の時価と金利スワップの時価を合算して算定しております。

なお、保有目的ごとの有価証券に関する注記事項については「(有価証券関係)」に記載しております。

(4) 貸出金

貸出金については、貸出金の種類及び内部格付、期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額を同様の新規貸出を行った場合に想定される利率で割り引いて時価を算定しております。なお、残存期間が短期間の割引手形は、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

また、破綻先、実質破綻先及び破綻懸念先に対する債権等については、見積将来キャッシュ・フローの現在価値又は担保及び保証による回収見込額等に基づいて貸倒見積高を算定しているため、時価は連結決算日における連結貸借対照表上の債権等計上額から貸倒引当金計上額を控除した金額に近似しており、当該価額を時価としております。

貸出金のうち、当該貸出を担保資産の範囲内に限るなどの特性により、返済期限を設けていないものについては、返済見込み期間及び金利条件等から、時価は帳簿価額と近似しているものと想定されるため、帳簿価額を時価としております。

負 債

(1) 預金、及び(2) 譲渡性預金

要求払預金については、連結決算日に要求された場合の支払額(帳簿価額)を時価とみなしております。また、定期預金及び譲渡性預金の時価は、一定の期間ごとに区分して、将来のキャッシュ・フローを割り引いて現在価値を算定しております。その割引率は、新規に預金を受け入れる際に使用する利率を用いております。

(3) 債券

当金庫の発行する債券の時価は、市場価格のあるものは市場価格によっております。市場価格のないものは、債券の回号ごとに区分した当該債券の元利金の合計額を同様の債券を発行した場合に適用されると考えられる利率で割り引いて現在価値を算定しております。一部の債券は金利スワップの特例処理の対象とされており、その場合は債券の時価と金利スワップの時価を合算して算定しております。

(4) 債券貸借取引受入担保金

債券貸借取引受入担保金については、約定期間が短期間であり、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

(5) 借入金

借入金については、一定の期間ごとに区分した当該借入金の元利金の合計額を同様の借入において想定される利率で割り引いて現在価値を算定しております。一部の借入金は金利スワップの特例処理の対象とされており、その場合は借入金の時価と金利スワップの時価を合算して算定しております。

#### デリバティブ取引

デリバティブ取引は、金利関連取引（金利先物、金利スワップ等）、通貨関連取引（通貨スワップ等）、債券関連取引（債券先物）であり、取引所の価格、割引現在価値やオプション価格計算モデル等により算出した価額によっております。

(注2) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品の連結貸借対照表計上額は次のとおりであり、金融商品の時価情報の「資産(3) 其他有価証券」には含まれておりません。

(単位：百万円)

区 分	連結貸借対照表計上額
非上場株式(*1)(*2)	9,165
合 計	9,165

(\*1) 非上場株式については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから時価開示の対象とはしておりません。

(\*2) 当連結会計年度において、非上場株式について10百万円減損処理を行っております。

(有価証券関係)

連結貸借対照表の「有価証券」のほか、「特定取引資産」中の商品有価証券、並びに「買入金銭債権」中の信託受益権が含まれております。

1. 売買目的有価証券（平成30年3月31日現在）

	当連結会計年度の損益に含まれた 評価差額（百万円）
売買目的有価証券	269

2. 満期保有目的の債券（平成30年3月31日現在）

	種 類	連結貸借対照表計上額 (百万円)	時 価 (百万円)	差 額 (百万円)
時価が連結貸借対照表計上額を超えるもの	国債	246,005	253,846	7,840
	地方債	16,912	16,960	47
	社債	20,472	20,685	213
	小計	283,390	291,492	8,101
時価が連結貸借対照表計上額を超えないもの	国債	—	—	—
	地方債	67,610	67,136	△474
	社債	—	—	—
	小計	67,610	67,136	△474
合計		351,001	358,628	7,627

3. その他有価証券（平成30年3月31日現在）

	種 類	連結貸借対照表計上額 (百万円)	取得原価 (百万円)	差 額 (百万円)
連結貸借対照表計上額が 取得原価を超えるもの	株式	30,927	8,480	22,447
	債券	927,389	921,667	5,721
	国債	544,030	539,992	4,038
	地方債	176,475	175,961	513
	社債	206,883	205,713	1,169
	その他	32,529	22,863	9,666
	小計	990,846	953,011	37,834
連結貸借対照表計上額が 取得原価を超えないもの	株式	808	1,081	△272
	債券	143,715	144,293	△577
	国債	—	—	—
	地方債	86,203	86,502	△299
	社債	57,512	57,790	△278
	その他	21,061	21,298	△236
	小計	165,585	166,673	△1,087
合計		1,156,432	1,119,684	36,747



## 第89期（平成29年4月1日から平成30年3月31日まで）附属明細書

平成30年5月17日作成  
平成30年6月6日備付

住所 東京都中央区八重洲2-10-17  
株式会社 商工組合中央金庫  
代表取締役 関根 正裕

### 1 計算書類に関する事項

#### (1) 有形固定資産及び無形固定資産

(単位：百万円)

資産の種類	当期首 残高	当期 増加額	当期 減少額	当期 償却額	当期末 残高	償却 累計額	償却 累計率 (注1)
有形固定資産							
建物	16,235	2,528	307 (128)	1,474	16,980	54,569 (128)	76.26%
土地	23,260	—	46	—	23,214	—	—
リース資産	2	—	0	1	0	6	96.66%
建設仮勘定	909	1,982	1,942	—	949	—	—
その他の有形固定資産	2,308	797	87 (51)	893	2,126	9,744 (51)	84.58%
有形固定資産計	42,716	5,308	2,384 (180)	2,369	43,271	64,320 (180)	60.51%
無形固定資産							
ソフトウェア	9,476	1,863	359 (355)	3,993	6,986	11,739 (355)	62.68%
その他の無形固定資産	1,547	3,214	726	0	4,034	182	58.52%
無形固定資産計	11,023	5,077	1,086 (355)	3,994	11,021	11,921 (355)	62.62%

(注) 1. 償却累計率は、取得価額に対する償却累計額の割合を記載しています。  
2. ( ) 内は、減損会計に伴い帳簿価額を減額したものです。

#### (2) 債券発行高

(単位：百万円)

債券の種類	当期首残高	当期末残高	当期増減(△)高
利付債(5年債)	2,859,721	2,690,040	△169,681
利付債(3年債)	1,521,000	1,395,600	△125,400
利付債(10年債)	363,400	373,900	10,500
合計	4,744,121	4,459,540	△284,581
うち政府引受	—	—	—

(注) 政府保証債は発行していません。

## (3) 引当金

(単位：百万円)

区 分	当 期 首 残 高	当 期 増 加 額	当期減少額		当 期 末 残 高	計上理由 及び算定方法
			目的使用	その他 (注)		
貸倒引当金	236,578	205,239	10,354	226,224	205,239	
一般貸倒引当金	57,347	46,771	—	57,347	46,771	
個別貸倒引当金	179,231	158,468	10,354	168,877	158,468	
賞与引当金	4,410	4,410	4,410	—	4,410	
役員退職慰労引当金	59	21	2	—	78	
睡眠債券払戻損失引当金	11,541	16,931	1,077	—	27,395	
環境対策引当金	152	0	3	7	143	
計	252,741	226,604	15,847	226,231	237,266	

(注) 貸倒引当金の当期減少額（その他）は、洗替による戻入226,224百万円であります。環境対策引当金の当期減少額（その他）は、引当超過による戻入7百万円であります。

## (4) 資本金と準備金

(単位：百万円)

区 分	当期首残高	当期末残高	当期増減（△）高
資本金	218,653	218,653	—
危機対応準備金	150,000	150,000	—
特別準備金	400,811	400,811	—
利益準備金	20,612	21,511	899

## (5) 営業経費

(単位：百万円)

区 分	金 額
給料・手当	38,119
退職給付費用	3,756
福利厚生費	283
減価償却費	6,363
土地建物機械賃借料	5,030
営繕費	2,068
消耗品費	714
給水光熱費	741
旅費	545
通信費	931
広告宣伝費	822
諸会費・寄付金・交際費	998
租税公課	5,781
その他	11,248
計	77,408

## 2 事業報告に関する事項

### (1) 会社役員の内職の状況

区分	氏名	兼職法人等名	役職	摘要
取締役	高 巖	麗澤大学 日本ハム株式会社 三菱地所株式会社	経済学部教授 取締役（社外取締役） 取締役（社外取締役）	
監査役	本橋 美智子	本橋総合法律事務所	弁護士	
監査役	吉戒 修一	TMI 総合法律事務所 丸紅株式会社	弁護士 監査役（社外監査役）	



# 独立監査人の監査報告書

平成30年5月14日

株式会社商工組合中央金庫  
取締役会 御中

## PwCあらた有限責任監査法人

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 佐々木 貴 司 ㊞

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 白 畑 尚 志 ㊞

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 大 辻 竜太郎 ㊞

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社商工組合中央金庫の平成29年4月1日から平成30年3月31日までの第89期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

### 計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### 監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 強調事項

追加情報に記載されているとおり、会社は、危機対応業務の不正行為事案に関する継続調査及び調査報告後に行った再調査の結果を受け、第三者委員会調査判明分を含めた損失額8,277百万円を当事業年度の計算書類に計上している。また、継続調査の報告書公表以降の追加調査の結果を受け、危機対応業務以外の貸出に関する不正行為事案に係る損失額275百万円を当事業年度の計算書類に計上している。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

# 独立監査人の監査報告書

平成30年5月14日

株式会社商工組合中央金庫  
取締役会 御中

## PwCあらた有限責任監査法人

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 佐々木 貴 司 ㊞

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 白 畑 尚 志 ㊞

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 大 辻 竜太郎 ㊞

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社商工組合中央金庫の平成29年4月1日から平成30年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

### 連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### 監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社商工組合中央金庫及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 強調事項

追加情報に記載されているとおり、会社は、危機対応業務の不正行為事案に関する継続調査及び調査報告後に行った再調査の結果を受け、第三者委員会調査判明分を含めた損失額8,277百万円を当連結会計年度の連結計算書類に計上している。また、継続調査の報告書公表以降の追加調査の結果を受け、危機対応業務以外の貸出に関する不正行為事案に係る損失額275百万円を当連結会計年度の連結計算書類に計上している。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

# 監 査 報 告 書

当監査役会は、平成29年4月1日から平成30年3月31日までの第89期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

## 1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査規程に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、監査部その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
  - ① 取締役会その他の重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本部及び主要な営業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社及び本部関係部署から事業の報告を受けました。
  - ② 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（業務の適正を確保する体制）の状況を監視及び検証いたしました。
  - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

## 2. 監査の結果

### (1) 事業報告等の監査結果

- ①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③業務の適正を確保する体制に関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。当該体制の運用状況に関する事業報告の記載内容及び取締役の職務執行について、指摘すべき事項は以下の通りです。

事業報告に記載のとおり、当金庫は危機対応業務の不正行為事案等により、主務大臣から二度目の行政処分を受け、引き続き、法令等遵守態勢、経営管理態勢及び内部管理態勢等の抜本的な見直しに取り組んでおります。監査役会は、当金庫をあげて再発防止に努めていることを確認しており、今後、「ビジネスモデル等に係る業務の改善計画」のもと、当該体制にかかる取締役会の対応と進捗状況を監視及び検証してまいります。

### (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人 P w C あらた有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

### (3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人 P w C あらた有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成30年5月16日

株式会社商工組合中央金庫 監査役会

常勤監査役 清水 謙之 ⑩

常勤監査役(社外監査役) 亀水 晋 ⑩

監査役 加藤 隆一 ⑩

監査役(社外監査役) 本橋 美智子 ⑩

監査役(社外監査役) 吉戒 修一 ⑩